

# 平成30年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第1日目 平成30年6月5日(火)

議長 村井 剛 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。  
これより、6月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。2番 柳田裕平君、3番 伊藤敦君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。

議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。  
去る5月25日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、6月定例会の日程、議案等について、また、6月5日午前9時30分から第一委員会室において当局より、町長、総務課長が出席し、追加案件の補正予算2件と意見書の採択を求める陳情書2件について委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案は、条例の一部改正1件、平成30年度補正予算関係7件、公共下水道事業特別会計の繰入、承認は条例の一部改正に係わる専決処分案件が3件、及び人事案件が1議案、報告は繰越明許費繰越計算書2件であります。また陳情は4件、要望書が1件で一般質問者は5名となっております。  
次に、平成30年度の議員派遣につきましては、議会議員視察研修会及び関東地区八郎潟町ふるさと会総会が6月17日から19日、東京都と長野県、南秋田郡の議員大会が7月20日大潟村で、県の議員研修会が8月1日秋田市でそれぞれ開催されます。  
今定例会の日程は、初日が諸般報告、町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案等に対する質疑を行い、議案、承認、陳情等について各常任委員会に付託することといたします。  
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。  
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。  
以上のとおり、今定例会の会期は、皆様に配付した資料のとおり、本日から8日までの4日間で行うことといたしました。よろしくご理解を賜りご協力下さいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 村井 剛 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日5日から8日までの4日間と決定してご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、本日から8日までの4日間と決定いたしました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第3、諸般報告に入ります。始めに議長の諸般報告です。この報告は、平成30年3月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しております。その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議なしと認めます。次に、広域組合議会の諸般報告に入ります。各広域組合議会の状況・課題等について、関係組合議員からの報告を頂きます。  
始めに、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議員からの報告をお願いいたします。

3番 伊藤敦朗 それでは私から報告させていただきます。  
八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会のご報告をいたします。  
平成30年3月23日八郎潟役場3階会議室に於いて、平成30年第1回八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会定例会が開催されました。本定例会では、五城目町の尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務委託に関する規約案、平成29年度一

般会計補正予算案、平成30年度一般会計予算案についての審議を行っております。

議案第1号、五城目町のし尿及び浄化槽処理に関する事務委託に関する規約案については、五城目町の行政区域内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の管理及び執行を八郎潟町・井川町衛生処理施設組合が受託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により規約を定める必要があり、委託事務の範囲、経費の負担、経理等を定めております。

議案第2号、平成29年度一般会計補正予算については、歳入歳出で1,245万円減額し、予算総額を5,527万3千円としています。主な要因は、五城目町のし尿・浄化槽汚泥受け入れに伴う処理施設改修工事費の実績による減額です。

議案第3号、平成30年度一般会計予算については、歳入歳出の総額で6,462万2千円の予算で対前年度3,511万9千円、率にして119%の大幅増額となっております。増額の要因は、五城目町のし尿及び浄化槽汚泥の受け入れに伴う汚泥処理関連事業費によるものです。

歳入では、構成町の負担金が1,991万5千円で、前年度比758万2千円の減額です。施設使用料は、し尿及び浄化槽汚泥の若干の減少により、94万7千円で5万7千円の減額であります。

また、五城目町のし尿及び浄化槽汚泥処理に伴う受託事業収入が4,375万7千円で皆増となります。内訳は、汚泥処理に係る受託料が3,614万3千円、汚泥処理後の脱水汚泥処分受託料が761万4千円になっています。

歳出では、議会費が55万1千円で、し尿・浄化槽汚泥の前処理・希釈下水道放流方式を採用している施設の議員研修を実施する予定で、前年度比33万3千円の増額となります。

総務費は、2,200万円で人件費、事務費等を計上しています。また、財政調整基金には500万円を積立し、積立金の目的は、今後想定される施設老朽化対策や一層進む両町のし尿・浄化槽汚泥量の減少で生物処理ができない場合の対策として処理方式の変更など、今後の財源確保が必要になることから、五城目町のし尿・浄化槽汚泥を受け入れる10年間に計画的に積立をするとの説明がありました。

衛生費は、3,874万8千円でし尿・浄化槽汚泥処理費関連予算を計上し、前年度比2,740万2千円の大幅増額であります。汚泥処理のための薬品、燃料、光熱水費、修繕料が併せて819万3千円で前年度比353万6千円の増額、汚泥処理後の脱水汚泥処分委託料が821万4千円で761万4千円の大幅増額となります。また、機器整備委託料2,088万8千円は修繕計画に基づき実施するもので前年度比1,624万2千円の大幅増額となります。これら衛生費の大幅増額は、五城目町のし尿・浄化槽汚泥受け入れに関連した経費が要因です。

なお、五城目町のし尿・浄化槽汚泥受け入れに伴う汚泥処理状況については、施設機器の故障やトラブル等もなく順調に処理されております。

以上が、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会のご報告といたします。

議長 村井 剛 次に、八郎湖周辺清掃事務組合議員からの報告をお願いいたします。

5番 石井清人 八郎湖周辺清掃事務組合議会の内容を報告いたします。  
去る3月19日、八郎湖周辺クリーンセンターにおいて3月定例会が開催されました。議案は、平成30年度一般会計予算についてであります。当初予算の歳入歳出総額は6億672万8千円であります。前年と比較して金額で1,399万9千円、比率で2.3%の減であります。

予算の主なものとして、修繕料として1億1,859万1千円を計上しております。

また、処理施設運転業務委託として1億5,610万円のほか各種検査業務、保守点検業務委託など、委託料全体で1億8,720万9千円を計上しております。

そのほか、公債費元利償還金として1億6,585万6千円を計上しております。

全会一致で原案通り可決いたしました。

なお、29年度の処理量は、家庭ゴミで11,950トン、事業所ゴミで3,650トンとなっており前年より200トンの減少となっております。今年度においてもゴミ減量化を目指してまいります。

なお、男鹿市議会改選のため、八郎湖周辺清掃事務組合議会の議員が入れ替わっております。6月1日、臨時議会が開催され議長に笹川圭光氏が選出されております。

以上が八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告であります。

議長 村井 剛 最後に、湖東地区行政一部事務組合議員からの報告をお願いいたします。

- 6番 北嶋賢子 湖東地区行政一部事務組合議会からのご報告を申し上げます。  
去る3月20日、午後3時より湖東地区消防本部会議室におきまして、平成30年第1回湖東地区行政一部事務組合議会定例議会が行われました。潟上市の市議選があったために役員の改選がありました。  
議長に井川町の伊藤俊郎議員、副議長に当町八郎潟町の三戸留吉議員が選任されました。職員は、1名が定年退職となり1名を4月1日付けで採用となっております。  
議案は3議案ありました。うち、条例を2議案審議しました。平成30年予算一般会計予算は前年度対比0.46%の増、組合構成市町からの分担金及び負担金は前年度対比0.55%の増でした。  
歳出においては、人件費が全体の81.7%、歳出の大きいのは斎場の1号炉の工事411万、斎場の使用、動物炉の使用は前年よりも少なかったと報告がありました。  
ちなみに、昨年一年間の八郎潟町の救急車の救急出動は234件でした。  
以上、湖東地区行政一部事務組合議会の報告を終わります。
- 議長 村井 剛 以上で、各組合議会の報告を終わります。  
これをもって、諸般報告を終わりたいと思います。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 おはようございます。  
(町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。なお、質問は明日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるようお願いいたします。また、一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。はい、5番 石井議員。
- 5番 石井清人 5番 石井です。10ページのえきま交流館はちパルの状況ですが、以前これの構想出た時に、当初は年間利用が2万人と言ってあったのが情報修正して5万人、しかし実際開館して蓋を開けてみたら年間10万人を超えて、まずびっくりしてたまげたので良い物作ったなと思っております。で、もうすでに3年過ぎて40万人を超えていると言うことだから、今年中に50万人行くと思うんだけど、或いは行っているかもしれないけど、50万人達成の何かセレモニーとかあるのかなと思ひまして、或いは100万人の時にセレモニーとかそういう考えはないのかなと思ってお聞きします。
- 議長 村井 剛 はい、落合教育課長。
- 教育課長 落合智 お答えいたします。今回の補正予算の方にその関連の予算を計上しておりますけれども、計画では8月、9月、7月という風なそういつたところで50万人を超える見通しとなってございまして、その記念事業として達成記念ということで計画をしております。
- 議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。11番 伊藤議員。
- 11番 伊藤秋雄 いま町長の報告にありましたが、給食の調理場建設についてですが、当初、私達には1月頃いろいろと説明がありましたが、4月になって教育長より不採択になったと、この理由はちょっと町長が言いましたが、採択基準に基づき精査された内容としては、複数の小・中学校とこうありますが、これは何を基準にしてやったのかなと考えております。また、いま最後の方では予算額もまた直されたようですが、その都度やっぱり当初予算も変わって補助金が1,789万がまた追加なるということですので、やっぱりその途中でやっぱり臨時議会やら何か開かれなかったのかなと疑問に思ひます。その点について、当局はどう思っているのかお答え願ひます。
- 議長 村井 剛 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 採択ならなかったことは残念に思ひます。ただその1,789万が追加なる訳ではございません。予算が減額なる訳ですけども、その分過疎債、これを充当してやりましようということで、その例えば一年遅らせてやった場合のリスク、そういうものも考えて総体的な予算の中で、いま課長の方から示させますけども、大体予算としてはそんなに変わらないという判断の基で、実施に踏み切ったこととございましてご理解いただきました。

いと思います。あとは課長の方から。

議長 村井 剛 落合教育課長。

教育課長 落合智 予算的などところで言いますと、過疎債に変えたと言ったところでの掛かり増しの予算については、400万程度となっております。この400万の中には消費税2%分も考慮しての400万ですけれども、他には、まだここには計上されない部分といたしましては人口減少の関係で労務費の関係が単価が上がって、年々5%位ずつ上がってきているといったようなこと、それから一年遅くすることで食缶の洗浄、それから運搬の関係でも前倒しで予算が抑えられるといったようなことも含めております。  
最終的な掛かり増しの部分については、まだ精査しておりませんが以上です。

11番 伊藤秋雄 併設校1校ということで、町に対する評価が低くなったと、その点については、例えば幼稚園は入って行くのか、それとも他からの学校と一緒にすればよかったのか、そこ辺りどういう。

教育課長 落合智 本県の今回の申請に出た件数としては5件あったんですけども、そのうち3件が採択となっております。2つの件数がうちの方含めて2件が不採択となっておりますけれども、他の3件の採択になった市町村につきましては、例えば花輪第一中学校と南学校給食センター、それから北学校給食センターといったところが統合するといったような形での大きな統合計画の中での事業でございます。それから、羽後町が小学校4校、中学校1校の給食センターに変わるといったことでの採択となっております。もう一つが由利本荘市でありますけれども、こちらにつきましては小学校4校、中学校3校と岩谷学校給食センターが統合するといったような形で大きな統合型の給食センターという風なことでの採択となっております。これと比べるとうちの方につきましては、かなり評価が下がったのかなと思ってございます。全国的にはそういったところが多かったのかなという風なことも言えます。以上です。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。はい、次9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 いまの伊藤議員と類似していますけれども、ただ私観点として、事業を実施するいわゆる1月の説明の時にも、多少これと似たような質問をしたような気がしますけれども、と言うのは交付決定なり何なりがされている段階で、事業は開始できるのか、いわゆる採択まだされていないと、あの時確か書類にあったように思います。採択をされていないのに進めていいのかどうか、補助金が入ってこなければ、過疎債でも何でも使うからいいだろうという観点でやっていいものかどうか、こちら辺のね採択前の事業開始、これと交付決定の関係、これ私どもの感覚からするとどうも採択もされていないのに事業を進めてると言うのは、軽い気持ちでやったとは思わないけれども、そこら辺はどういう具合に、いわゆる交付決定と採択のこのタイミング、こちら辺ちょっと教えて下さい。

教育課長 落合智 今回この事業の実施設計が、29年度で進められているという風なことですけども、県の方からの指導では、前年度までに実施設計なり実施計画なり、そういったものを作って下さいという風な形での申請となっておりますので、それについては問題ないと解釈しております。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井です。8ページのじゅんさいのプラント事業ですが、前に川口の方の地下水を調査するというので伺ったのであったと思います確か、それで今回、川口でなくて水質の関係から三倉鼻の方の私有地を借用する方向で検討しているということですが、町有地と違って私有地の場合、事業主が予算的にまたお金が増えると思うんですよ、それについて、地下水がどういう状態でだめになったのか、また非常に川口と三倉鼻というと交通も不便なところに行くような感じがしますので、はたしてこれでいいものかどうかそこら辺について、どのような形でこのように変わったのか、もしできたら。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まず1点目の地下水の関係ですけれども、鉄分、それからマンガンが基準値より多かったということを聞いております。それで事業主さんが場所を検討した結果、三倉鼻の私有地がいいのではないかとということで、そちらに移動して現在掘削中ということでもあります。

なお、この計画については、じゅんさいプラント事業をやめるということではありませんで、変更はいらぬということ国の方から指導を受けております。以上です。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。次にありましたら、10番 金議員。

10番 金一義 3ページと4ページのあたりですけれども、役場庁舎のことですけれどもこのプロポーザル方式採用ということで、この委員の方々が5名が委嘱されてる、この委嘱されておる5名の委員の方のお名前をお知らせ願います。

それと後、基本設計仕様書並びに特記仕様書の素案を確認し、来週までには基本設計業者の公募を開始する予定とありますけれども、これはそうすると県内の業者なのか、それともこれに代表する県内のどの位の業者なものか、そこら辺が当局として把握してる部分をありましたら、あとあのプロポーザル方式はどういう形でやるのかということでもまずその委員の方々5名の方と今までのその流れを。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございます。委員の名前のことでございますけど、今後のプロポーザルの審査に影響がありますので、ここでの名前の発表は控えさせていただきたいと思っております。これまでの流れでございますけれども、どこら辺からの流れになりますでしょうか。これまでの流れといいますと。

10番 金 一義 立ち上げから今までのこの委員の決定の流れと、これはおおよそこういう方々が精通している方だとは思いますが、どういう方向に精通されておるのか、ということで大きなプログラムになります。それに対して町当局だけで選択したのか、それともどなたかのお力を借りて、その方々を取捨選択したのかということが一つ、それと後はこの設計いま公募とありますけれども、この公募方式のその該当するそのプロポーザルに該当しない業者は云々とありますけれども、プロの業者は該当すると思うんですけど、そう簡単な難しいこの方式でない訳で、だからその業者の選択ですね、これ何社ぐらいを想定しておるのか、ここら辺が基本的にあると思う訳ですよ、その代わり全国で公募するのか、地元でやるのかそこら辺の考えがあると思うんで、そこら辺の説明は出来ると思いますけど。

総務課長 小野良幸 委員の方の選任方法についてでございますけれども、県内でプロポーザルを最近実施している自治体、3つ4つ程ございます。それらの委員の方を見ますと、県内の大学教授ということで広くどの自治体も委員になっていただいておりますので、本町にあってその大学での建築に詳しい方については、1名を入れております。後は秋田県の方からにつきましても、そういった業種に詳しい方を1名入れてございます。

後は町民の方の代表でございますが、これも以前そういった役職を経験された方を選任してございます。説明出来るのはちょっとここまでで、これから公募いたしましてその業者のいろんなデータをいただいた中で、点数化をしていきます。一次審査を機会的に行いまして、二次審査で提案に対する考え方について、その委員の方から点数を付けていただきます。その業者さんの方からの委員へのアプローチがあると大変なことになりますので、ここでの名前の公表は控えさせていただきたいと思っております。

後、業者の数でございますが本町の指名願いを出していただいている、県内、県外問わず、約100者程ございますけれども、その中で条件として謳っているのが1級建築事務所の資格を持っている事業所が広く対象になって参ります。でその中でも細かく、例えば意匠担当の建築士がいることとか、それから構造設計士ですとかそういった類の設計士さんの1級とか、そういうものについても定めてございます。一次で想定してるのは、10社から20社位来てくれればいかなとは思っておりますが、その中であってもJVで業者さんが手を組んで、その自分の所の足りない設計士さんを確保しながらといったやり方についても認めております。

事務的な関係、事務量のこともございますので、その一次の申し込みを受けまして、機会的にその各事業所さんの設計士の質についても点数、それから体制についても点数を付けていって、だいたい5社位について二次審査に望みたいという風な考えではご

ざいます。以上でございます。

期日ですが、来週までには公募したいと思っております、一次審査の選定につきましては7月の初めを予定しております。そして二次の審査につきましては8月の下旬頃を予定しております。契約は8月下旬から9月になるかと思っております。以上でございます。

議長 村井 剛 10番 金議員。

10番 金一義 そうすれば今、経緯を聞きまして7月、8月下旬云々とありますけれども、その中間辺りでこれ議会運営委員会も開かなくてはいけないでしょうけれども、臨時議会でもそういうものを設ける、これ当局の方ですよ、そういうのを設ける考えを持っていらっしゃるのか。

総務課長 小野良幸 最後の契約者が決まるまでは、業者名の発表はしないつもりではございます。契約が決まってから一次で何社残って、それで二次で最終的にこの業者に決まったという契約が終わってからのご報告にさせていただければと思っております。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 6番です。6ページの交通事故のことなんですけれども、3月21日に川崎地区で発生して、2,319日で途切れてしまいましたという報告をされました。私、この機関誌の配達をしていて、朝電柱にぶつかっている車を見て、あやーやっちゃったと思ったのは川崎の地域の人達から、あそこにガードレールを作って欲しいっていう要望を受けて一般質問したことあったんです。ですからこの事故を受けてこの先の対策として、考えているものでしょうか。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただ今のご質問についてでございますけれども、旧県道秋田・八郎潟線、現在町道となっております。事故のあった場所については、私も現場の方見ておりましたけれども、よく冬期間スリップして落ちるカーブの所とちょっと違ってて、直線の所であったような感じがしております。ガードレールの設置基準に合わせてこの後、設置するかしないかを、設置基準に合わせて検討したいと思います。

6番 北嶋賢子 私の質問したのは、側溝が深すぎるのでやっぱりすべったこともあるそうなんです。その方は、だからこれ危ないなと思って質問しました。検討をお願いします。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。ないようでありますので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。

次に、日程第5、議案第28号から日程第15、陳情・要望書書までの議案7件、承認3件、陳情4件、要望書1件を各常任委員会に付託する関係で一括上程いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案及び承認の概要について、ご説明申し上げます。  
会議日程資料の7ページをご覧ください。

議案第28号 八郎潟町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

都市公園法施行令の一部改正が、平成29年6月15日に施行され、これまでは政令で定められていた運動施設率について、地域に実情に応じた整備が行えるよう、条例で定めることとなったため、一部改正するものであります。

改正点は、運動施設の敷地面積の基準を、政令で定める参酌すべき基準と同様、100

分の50としたこととあります。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。

議案第29号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について

1ページ、歳入歳出に、それぞれ1,347万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億1,976万1千円としております。

8・9ページ、歳入の主なものは、民生費国庫補助金に介護保険関係システム改修費補助金85万2千円を追加しております。

これは、介護保険制度の改正に伴うシステム改修経費について、改修経費の2分の1を国が補助するものであります。

農林水産業費県補助金の経営体育成支援事業費補助金295万8千円の減額につきましては、3月定例会の追加提案にて予算計上し、本年度に繰り越した県補助金、担い手確保・経営強化支援事業955万円の活用によるものでございます。

繰越金の前年度繰越金には、1,165万3千円を追加しております。

10・11ページ、雑入の自治総合センターコミュニティ助成金360万円につきましては、一般コミュニティ助成事業助成金160万円、青少年健全育成助成事業助成金100万円及び地域防災組織育成助成事業助成金100万円をそれぞれ追加したものであります。内容につきましては、歳出予算にてご説明いたします。

次に12・13ページ、歳出の主なものは、総務管理費、自治振興費に一般コミュニティ助成事業費補助金167万1千円を追加しております。

これは、町内会から要望のありました12ヶ所の集会施設にエアコン器機を設置するものであります。また、青少年健全育成事業費補助金100万円の追加は、児童とその保護者を対象とした薬剤師職業体験の開催経費に対する補助金で、事業実施団体の八郎潟町青年者異業種交流会メビウスへ交付されるものであります。

いずれの補助金につきましても、歳入で説明いたしました自治総合センターコミュニティ助成金を活用するものであります。

16・17ページ、社会福祉費、社会福祉総務費に空き家等解体費補助金49万9千円を追加しております。これは、危険性の高い空き家等の解体経費の一部を補助するもので、一棟分について予算計上したものであります。

老人福祉費の介護保険特別会計繰出金170万6千円の追加は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修経費に係るものであります。

18・19ページ、農業費、担い手農家育成対策費の経営体育成支援事業費補助金295万8千円の減額は、前年度から繰り越しとなりました県補助金、担い手確保・経営強化支援事業の活用によるものであります。

20・21ページ、住宅管理費には、木造住宅耐震改修等補助金27万円を追加しております。これは、町単独事業として予算計上しております木造住宅耐震改修等補助金について、国及び県の補助事業を活用するためのものであります。

22・23ページ、都市計画費、公共下水道費に公共下水道事業特別会計繰出金534万6千円を追加しております。これは、下水道法の改正に伴う公共下水道事業計画の変更業務委託に係るものであります。

消防費、非常備消防費では、消防団員被服費103万7千円を追加しております。これは、自治総合センターコミュニティ助成金を活用し、消防団の活動服40着を購入するものであります。

24・25ページ、社会教育費、公民館費の青少年劇場公演委託料20万円の追加は八郎潟中学校生徒を対象とした演劇「シンドバットの冒険」の公演に係るものであります。

なお、各項目に計上されております人件費につきましては、26・27ページの給与明細書に記載しており、一般職では、合計で272万9千円の追加となっております。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第30号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

29ページ、歳入歳出に、それぞれ9万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,963万円としております。

32・33ページ、歳入には、諸収入に秋田県後期高齢者医療広域連合から収入となる保険料還付金9万8千円を追加しております。

歳出では、諸支出金の保険料還付金に9万8千円を追加しております。これは、被保険者の死亡や転出等によるものであります。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、本日配布いたしました議案資料をご覧ください。

議案第31号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて  
一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、予算書をご覧ください。

議案第32号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
35ページ、歳入歳出に、それぞれ534万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億704万9千円としております。  
38・39ページ、歳入には、繰入金の一般会計繰入金に534万6千円を追加して

おります。  
歳出は、下水道費、下水道維持管理費に公共下水道事業計画変更業務委託料534万6千円を追加しております。これは、下水道法の改正に伴う公共下水道事業計画の変更業務委託に係るものであります。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第33号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
41ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ170万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,317万3千円としております。

44・45ページ、歳入には、繰入金の事務費一般会計繰入金に170万6千円を追加して

しております。  
歳出は、総務費に介護保険関係システム改修費負担金170万6千円を追加しております。これは、高額介護サービス費や介護保険における利用者負担割合の見直しなど、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る秋田県町村電算システム共同事業組への負担金であります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第34号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について  
47ページ、収益的支出から102万7千円を減額し、総額を1億3,331万7千円としております。

48ページ、資本的支出にあつては969万9千円を追加し、総額を1億751万5千円としております。

50・51ページ、収益的支出につきましては、総係費の給料を58万円、手当を44万7千円それぞれ減額しております。いずれも一般職員の異動に伴う人件費の減額であります。

資本的支出の配水施設整備費に浦大町配水管実施設計委託49万7千円を、工事請負費に浦大町配水管布設工事920万2千円をそれぞれ追加しております。

これは、浦大町地区の上水道送水管布設替工事に合わせ、上水道配水管を同時に埋設するための実施設計及び工事費であります。

以上が上水道特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、承認についてであります。

会議日程資料9ページをご覧ください。

承認第1号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて  
地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い所要の規定の整備を行う必要があり、一部改正したものであります。

主な内容は、固定資産税の特定償却資産等にかかる課税標準特例措置割合を規定整備したこと等であります。

議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したものであり、これについて議会の承認を求めるものであります。

次に、会議日程資料56ページをご覧ください。

承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要があり、一部改正をしたものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額を54万円から58万円に引き上げたこと等であります。

議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したものであり、これについて議会の承認を求めるものでございます。

次に、会議日程資料61ページをご覧ください。

承認第3号 八郎潟町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、一部改正したものであります。

主な内容は、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けるためには法人であることが必要でしたが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めることとしたこと等であります。

議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経る暇がなかったため専決処分したものであり、これについて議会の承認を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、何卒ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。  
始めに、日程第5、議案第28号 八郎潟町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第28号についての質疑を終わります。  
次に、日程第6、議案第29号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。よって議案第29号についての質疑を終わります。  
次に、日程第7、議案第30号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第30号についての質疑を終わります。  
次に、日程第8、議案第31号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第31号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第32号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第32号についての質疑を終わります。  
次に、日程第10、議案第33号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第33号についての質疑を終わります。  
次に、日程第11、議案第34号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって議案第34号についての質疑を終わります。  
次に、日程第12、承認第1号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって承認第1号についての質疑を終わります。  
次に、日程第13、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって承認第2号についての質疑を終わります。  
次に、日程第14、承認第3号 八郎潟町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。よって承認第3号についての質疑を終わります。  
次に、日程第15、陳情・要望書について、を上程いたします。  
お手元に配布しております陳情は4件、要望書は1件であります。提出された議案・承認並びに陳情・要望書について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会室を報告させます。

事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室でお願いします。教育民生常任委員会は第2委員会室でお願いします。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日は、午前10時より本会議を開きます。  
本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

( 午前11時29分 )

議長 村井 剛 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしております。これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。これより一般質問を行います。最初に9番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

9番 近藤美喜雄 おはようございます。今日は2点ばかり質問させていただきたいと思っております。久しぶりの登壇でございますので、大分ちょっとボケてるんじゃないかなと思っておりますが、よろしく願いいたします。最初の1点目は、環境・自然景観の保全継承、この関係でございます。良好な環境が保たれていることは無意識のうちに極めて重要なことである。また、町の景観の保全伝承することも同様であり、ひとたびバランスを失う、あるいは人為的に破壊されたものを、元に戻すには極めて長い時間と人為的なエネルギーと多額の財源を要することになるのではないかと考えております。そこで、次の観点から行政の関わりと指導、そして住民の参加についてもお伺いいたします。最初の1点目は景観の問題です。ご承知のとおり町内から見える高岳山系の四季折々の山の風景は、私達の心を和ませます。気にも留めない風景ですが大事にしなければならないと考えております。この山系は50年から60年の時間をかけて、雑木が生い茂り、大きく変化し、ある意味で自然が豊かになったと考えております。特に最近では、山桜が非常にこう見えるようになりまして春先一面に花を咲かせ、秋には紅葉するようになってきたと考えております。地味ではありますが、本町では貴重な風景であると考えております。この山桜を「皮はぎ」から守る、いわゆるその皮をはいでいく、はぐ業者と言いますか、正確には私もわからないですけども、樺張りの業者へ持っていき、いわゆるはぐ専門の方々がいるそうですけども、この方々から守ってもらいたいと、こういう声が大分強くなりました。そういう風な関係からして、町からも是非手を貸していただきたいと、こういう風なことでございます。必要があれば真坂、浦大町地区の部落会などの関係者と早急に話し合いをしていただいて、看板の設置その他具体的な対策について手を打っていただきたいと考えております。この山系はご承知のとおり、添川神社から真坂のピットイン真坂まで、これは昔で言えばカッコーライン、いま高岳山麓観光ルート整備事業という風なことで、町の方でお金を出してやっていますけどもこういう風な関係もあります。あと、せんぶり山を守る会という風な、真坂3区の方々の有志ですけども、これ昔のせんぶり山へ通じる登山道の整備、或いはまた、せんぶり山自体にも少しずつ下刈りしてきてる、この自発点がある、こういう風なことの団体がございますけども、非常にそういう風な声が高まってきてる、花が多く咲くようになったので皆さんそういう風を感じてるんじゃないかなと思っておりますけども、出来ればこれに対して町が何かの手を差し伸べていただきたいと、こう考えております。最初の一つよろしく。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えいたします。議員の質問あるまで、私も知らなかった訳ですけども、議員言われるとおり、高岳山系の四季折々の風景は本町にとっては貴重であり後世に残さなければならないものと考えております。議員ご指摘の山桜の「皮はぎ」の現状について今後、真坂・浦大町地区の関係団体の方々と話し合いの場を持ち、今後の対策を練って参りたいと思っております。

9番 近藤美喜雄 よろしく願いいたします。それでは時間があまりないので、ちょっと後段の方は時間がかかるつもりですので先へ進めたいと思っております。第2点目は、農地の保全の問題です。ご承知のとおり、担い手が不足してきている、或いはまた農家が高齢化してきている、こういう風なことで農地が大部荒廃してくる可能性がある、という風なことで懸念されておまして、このことについては、ご承知のとおり国などの政策に基づき町の支援をいただきながら、農地などの農村環境保全のための活動を全町的に実施しております。正式な名称は多面的機能支払交付金事業であります。この事業は、土地改良区などが従来やってきた

と思われるものもありますけども、あまり隅々まで行き届かないと或いは農道の補修なんかあまりうまくいかない、とこういう風なことなどもありました。農地の荒廃も当然からんできております。こういう風な農道補修、排水路の泥上げ、堤防等の草刈りなど、かつてなかったほどの地域一体の協力態勢のもと活動を展開しております。

ただ一つだけ申し上げるとすれば、この事業をよりスムーズにするため、年度序盤の活動資金を補充して頂きたいということです。県からの補助金内示が入っても、なかなか支払いいただけない、最近の傾向としてはようやく1回目の支払いが、6月下旬ごろからだと思っております。他の事業団体と違いまして、自主財源が全く無い団体ですので4月から5月のできるだけ早い時期に、事業費の20～30%程の支払いをして頂ければと考えております。

このことは今までも何度かお願いをしてきておりますけれども、今の6月下旬が実施されてきた経緯がありますけども、こういう風な経緯を踏まえて、今6月に定着しているような感じがしますが、ただ各団体とも年度の序盤をカバーするための意図的な繰越金を残すことにはあまり奨励すべきものではありません。これは当然、町も県も承知している訳でありますけれども、県の内部上の検査等もありますから全く承知されてると思えます。ただ全県的にこういう傾向がありまして、要望が県の方では全面的に聞けるという風なことを聞きます。できるだけ早めに、全額払うということは当然これは無い訳ですけども、いくらかの運転資金を払って頂ければと考えております。

特にまた繰り返してお願いするというのは、一つは5～6年の実績がございます。これは全部一緒に立ち上がっておりませんが、5～6年程の実績があるということ、それからもう一つは、これ全部立ち上がる時、町と協定を結んで団体として認定されております。それからもう一つは、当然4月の予算は3月でもう成立している訳でございますので、こういう風なことを勘案して頂ければ、改めてお願いを申し上げたいと思えます。特に一つだけ前にも言っているかもしれませんが、借入金で当初の運転資金にしたらどうか、という風に意見もあった訳ですけども、この事業は借入金の利息が認められない事業ですので、どうしようもないという風なことで、極端に言えば、我々のところでは代表とか会計が内々に、という風な運転資金を回したという風な経緯もございます。今は、はっきり言って繰越金でかなりの繰越金を残すようにしていますから、そういうやり方ではあまりよくないだろうと、我々が、こう機会あって県の方へ行けたりすると、あんまりそれが多くやってもらっては困ると、こういう風なことをよく言う訳でございます。こういう風なことがございます。この点について、もう一度確認をお願いしたくよろしく申し上げます。

町長 畠山菊夫 議員ご指摘のとおり、補助金は補助金交付決定がなされて初めて支払いできるものがあります。町から県への補助金交付申請は毎年4月の始めに行いますが、補助金交付決定通知がなされるのが5月末となっています。そこから団体への補助金支払いの手続きになりますのでどうしても6月中旬から下旬の支払いとなってしまいます。何分国の補助事業ですので、会計検査も念頭に置きながらということになります。保全会では、作業した方には即日払いたい、という気持ちあるのはご承知しております。ただちょっと近藤さんの意見とは違いますけども、6月までの作業賃金に対しては繰越金で対応して欲しいというのが、国の意見でございます。そういうこともありますので、どうかご理解とご協力をお願いしたいと思います。

9番 近藤美喜雄 今町長が言ったことは、今まで我々は何度かこう聞かされておりますけども、ただこれは我々との正式なやりとりではないんですけども、県とのやりとりをしたことがあります。県の方では、そのために内示を早くやろうと、内示がいけば予算はあるのだから町で後は町の考え方だよと、こういう風なことを直接聞いたことがあります。

そういう風なことがあるので、もう一回確認をして頂いて特段のご配慮をお願い申し上げたいという考えでございます。

それでは一つそれはご検討頂くことに致しまして、次に第3点は水の問題です。八郎湖は干拓前、海と結ばれていた湖ですので、すがすがしいものでした。しかし、その後35年以上経過し、承水路・残存湖ともに汚泥は堆積し、富栄養化が進み夏場はアオコが発生する全国でもまれにみるほどの水質の悪化した湖となってしまいました。自然の流れを閉ざされた影響は大きく、なかなかきれいな水質を取り戻せません。果たしてこの後の対策も甚だ疑問です。

今さら過去を論じてもそれだけでは成果につながりません。しかし対策は講じていかなければなりません。各市町村とも下水道工事に大きな努力を払い、農家の水田からの排水にもかなり気を配るようになりました。

そこで伺います。以前質問したことがあります。平成16年環境改善を進めるための法律の施行に伴い、小学3年生以上が総合学習の範囲内で、「八郎湖タイム」で町内や八郎湖の環境を学習していたようでしたが、今はどのようになっているのか或いはまた実践活動の展開はあるのかなどについて、改めて伺いをしたいと思います。大部前のことですから、設問が違っている可能性がありますけども、教育長からよろしく願います。

教育長 江島 廣 近藤議員の質問にお答えします。

以前、小学校の総合的な学習の時間の中で「八郎こタイム」と銘打って「環境学習」を行っておりました。当時、八郎湖の水質改善を考えるという「はちろうプロジェクト事業」に、八郎湖周辺の小学校への参加要請があり、その事業にのって実践したものです。

総合的な学習の時間の全体計画は、探究する課題を学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉、健康などの現代的な諸課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題などを踏まえて設定することとなっております。

今年度の小学校の全体計画は、町と学校の未来をさぐる「八郎潟みらい学」とし、3年生は、「八郎潟の人、祭り、じまん」、八郎潟宝物ストーリー、4年生は「八郎潟の安全・安心」、安全・安心な八郎潟をめざそう、5年生は「八郎潟の自然・産業」、ふるさとの味を見直そう、6年生は「八郎潟の歴史・人・未来」、町を見つめ、自分たちができることを考え行動しようという課題をもって、各学年とも年間55時間の計画で学習します。学んだことのまとめと振り返りの時間を設け、校内外に発信する機会として、学習発表会やふるさと先生への感謝の会で、発表の時間も設定しております。

学校は、新指導要領実施に向けて、移行期間となっております。年間70時間の「総合的な学習の時間」から15時間を英語に振り分けております。100時間以上もあった以前に比べ、児童の「総合的な学習の時間」での活動内容が、大変窮屈な状態となっております。そういう時間の中での活動ですので、現在は水について考える学習は無しになっております。

9番 近藤美喜雄 どうも有り難うございました。いずれ学校の子供達のこういう風な動きというのは、非常に形が仮にこの形でなくとも、いろいろ動くということは他に対する影響が非常に強い訳でありまして、貴重だと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次に入りますけども、湖沼法に基づく水質の悪化した八郎湖が指定湖沼として水質改善を進める関係ですが、多少の動きはあるにせよ決定的な改善策はないように感じています。間もなく水質改善計画二期10年を過ぎようとしていますが、八郎湖の水質対策連絡協議会で報告されてる状況については、どのように感じていますかお知らせ頂きたいと思ひます。あの私の設問と答弁がどのように準備されているか、私ちょっと把握しておりませんが、続けてちょっとこの問題を朗読いたします。よろしく後からまとめてお願ひいたします。

5月14日に本町において、八郎湖周辺9市町村が作る県の八郎湖水質対策連絡協議会総会、これ会長が副知事でありますけれども、が開催されました。19年度から引き続き第三期計画が進められるようです。しかし、このまま諸改善策を並べても抜本的な改善の見通しは立たないように思われます。各市町村長さん方の意見はどうだったでしょうか。中に報道によりますと、総会でも次のような意見があったようです。県や周辺市町村の予算だけではこれ以上の浄化対策は困難、国の支援を活用すべきではないかという風な意見、また八郎湖水質改善サロンの提言集の中で、解決のためには政治の力、国家の関与が必要だ、水の問題が解決するまで干拓は終わらないという風なことが非常にこう残っています。全くその通りだと私も感じておりました。

その時代の判断で、干拓事業を実施したことは否定しません。ただ閉鎖湖にしたその後の対策が全く見られないのが残念であります。八郎湖と前後してこのような事例は他にもたくさんあります。

極端な例を申し上げればなんですけれども、長崎の諫早の問題も全くこの通りでありまして、これは閉鎖するための水質の悪化を発生、考えてみれば大体みな同じような問題が発生してる、ここら辺においても大部その、やはり開けるべきだ、閉ざすべきだという議論、運動が非常に大きい強いものがあります。我々の所はそんなに生活に影響を及ぼす程でないのかどうかわかりませんが、非常に穏やかな空気があるように感じておりますけども、そのためにも次のようにお願ひしたいと思います。

29年の6月の定例会一般質問で水質改善運動をより確かなものに展開していくために、本町だけでなく湖岸一体の連携が必要だと考えております。連絡協議会で協議し、

実施して頂きたいと要望した、いわゆるその湖岸一体の運動・連携ですけれどもこれを町長の方へお願いをした経緯があります。町長の答弁では、湖岸一体の取り組みは重要である、今後協議していきたいという風なことで前向きの答弁がありました。

その後どうなっているのか、ちょっと気にかかっておりましたけれども、この度これを再確認をして状況を説明、報告お願いしたいと思っております。湖岸市町村が県と連携して国に強力に働きかけて頂きたいと思っておりますけれども、同時に当然9市町村の議会との連携も大事だと考えておりますので、それから出来るものであれば本来であれば、毎月こう持ち回りで準備・大会を開催するなどして、それらを取りまとめして国の方へ要望するという形になれば、非常にこう生きてくるのではないかなと思っております。参考までにですけども、24年の6月に今の畠山町長になってからですが、国会議員と一緒に意見書を持参してお願いをした経緯があります。

一町だけそれが無になってるとは言いませんけれども、一町だけとはなかなかこの力がないので、出来れば湖岸一体の9市町村、9議会そういう風なことで或いはまた住民のこの後準備・運動とつなげていけるか、こういう風なことで等もやはり現実の問題として協議会あたりでも話題にしていければなど、頂ければと思っております。よろしくお願い致します。

町長 畠山菊夫

第2期八郎湖に係る湖沼水質保全計画においては、点発生源対策、面発生源対策、湖内浄化対策等を実施しております。それらの効果については水質改善目標値を定めており、水質改善の目安となるCOD、全窒素、全リンの数値やアオコ発生状況からして、改善傾向にあるとは言えないのが、現状であると感じております。

また、先月14日に本町で開催された、八郎湖水質対策連絡協議会で、各市町村長からは、水質改善のための活発な意見・要望等がありました。

その中で、第三期目の計画で継続事業として実施することも重要でありますけれども、県の予算で講じる対策には限界があり、何らかの形で国の支援を受けて抜本的な対策が必要であるなどの意見が多くありました。このことについては、私も発言しており、各市町村長共通認識であると私自身は感じております。

私からも水質悪化要因と考えられる堆積しているヘドロの浚渫や実証試験で取り組んでいる水質改善効果のあったハード事業を国からの補助金を活用して、第3期計画に反映するよう要望をしております。協議会としての今後の対応は、特に国の支援を受けられるようなプロジェクトに育て、その取り組みを早く提案できるように努めて参りたいと思っております。

9番 近藤美喜緒

なかなかそう簡単にいく問題でもありませんけれども、一つ何とか湖岸一体の組長さん方に対しても、そういう風な意思の伝達が出来ればなど思っておりますのでよろしくお願いをしておきます。

それでは続きまして、第2問目の方へ入ります。第2問目私ちょっとこの一般質問の取りまとめが、先月の23日でございました。でこの大雨の被害は18日を起点としておりますけれども、22日の日に私一般質問取りまとめして出しておりますけれども、後から24日の日の協議会で、だいぶ町の方から実態報告がありました。私が把握してないところもかなりありましたので、私のこの気持ち前段の全文の方は私は敢えて今取り下します。取り下げると言いますか省略します。中身は誤っている所もあったようですけれども、そういう風なことで前段の方は取りやめます。後段の下の方の1番から6番までの文でお聞きしたい点はまとめてありますから、その点でよろしくお願いしたいと思います。1番の災害対策本部の設置状況、これはこの間24日の協議会で詳しく説明がありました。これは省略すれば省略してもよろしいと思っております。2番の住民への避難準備、避難勧告或いは避難指示、ここまでいったのかどうか分かりませんが、避難勧告は当然あった訳ですけれども、これらに対するその伝達の状況、これは私も18日の晩は家にいましたけれども、あまりよく把握できなかったという風なことがありまして、いつ放送になるかもわからないし、当然、定期の放送であれば今という風なことで注目することもあるでしょうけれども、雨が降って、晩でこの災害の時の放送の掌握というのは非常に難しいんじゃないかな、と私は考えております。

こういう風な状況について、いろんな状況、意見等がどんな具合で把握されているのかどうか、この点であります。それから3番目は、これも今の状況と防災無線の関係ですから係わる訳ですけども、これと関連しますので省略します。ただ私が3番の所で書いておりますけれども、対策室が対策本部に繰り上げていろいろ対策を講じた現場とのやりとり、或いはいろんな関係の方々、機関からも出て頂いた、これは当然やっている訳ですけれども、ただ私の感じではやってるのかどうか分からないけれども、この結果

対策本部として或いは地区住民を回った結果、どんなことがあったのか、やっぱり評価会なるもの、名称はどうでもいいですけども、そういう風なその評価会みたいなものがあるべきではないかなと考えております。この点はどんなものであったのか、この後どうしようという考えが出てきているのか、そこら辺についてお伺いをしたいと思います。

それから4つ目の排水路末端の冠水の状況ですけども、これ田んぼのこと言ってます。町中の状況についても24日の日にかなりこう詳しく拾われました。省略も当然絡む訳ですけども、最後は末端の田んぼの方へ水が溢れると、こういう風な状況になりますのでこの冠水の状況も報告はされました。ただ報告書を見ますと、若干私共が把握しているものとは食い違いがある所も私はあると思います。厳密にはちょっとわからないですけども、そういう風なことで例えば真坂地区のいわゆる真坂の一番下の機場の排水が一生懸命やっってる訳ですけども、これは川口も報告書ではね、一日市、夜叉袋地区の冠水、浸水は確認できずと書いてありますね、だけれども川口もあったと思います、私も見ました。全面的ではないかもしれないけどもあったんですよ、ただ、夜叉袋はあまり見えなかったけれども、真坂も幹線道路から下は全部いきましたんで、というようなことがありましたので報告書によると18、19というのは、もうこれ盛りの所ですけども真坂だけみたいな感じになっているように思えます。ただ川口の方にもあったんだろうと私は思っておりますけども、これに伴うやはりいつも問題になりますけれども、やはり上からの水が予測を超えて遥かに早く下の方に伝達される、ポンプ場3機場では一生懸命排水をする、ところがこの排水能力を超えてくると、当然、水は冠水するだけですけどもこれもうはっきりしてる訳ですが、この時間が長ければ長い程田んぼは冠水をとということになりますから、これはいつも大体同じ状態です。だから私が今言いたいのは繰り返してるので、と言うのはねこの記録的な大雨以外でも何日間雨が続くと機場の方はやっぱり冠水してる、潜ってるんですよ、溪畔を超えて水が流れて歩いてますからこれを一日、二日通常の場合は、だけれどもこの度はまず私なりの現場の写真も皆さんに出してますけども、これでいきますともうあの四日位冠水してますから、そういう風なことでいくと、何か排水の能力を超えているので、専門の排水ポンプいわゆるその災害用といいますか、どういう考え方になるか最終的にはわからないけれども、いずれこういう状況を見ますとこの度ばかりでなくて、いつも繰り返されてるようなことが実態としてはあるので、是非ご協力を頂きたいと思っております。

それから次6番目の、あつ5番目のこの東部承水路、或いは残存湖の水、水位の問題ですけども、これがやはりいつもこう話題になりますけども、非常におもいっきり下がってなかったと私は思います。

大雨の前に、私大瀨村へ用事あったりして行って来ましたが、漁港の棧橋が完全に水没してますから、そういう風な状況で雨に入ってるから、或いは夜叉袋側と言いますか三枚橋側、これも大部上の方まで水が冠水してますから、こういう風なことで雨が来てるから、水の捌きが非常に悪いと私は思います。

聞くところによれば、高潮の影響もあってあまり排水してなかったとかって言う話もあるけれども、その時じゃなくて前もってやっぱり落さないで、この対策はいつも繰り返すということだと思います。この件についても大体皆さん掌握されてるんじゃないかなと思いますけれども、まずそういう風なことで今ここに並してあります、6点をまとめてでもいいですけども、町長からご答弁をお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫

まず始めに私も当日は現場に行ったりして、いつでも対策本部は設置出来る状況でもありましたけども、全町ではなく地域に限られたものであり、天気も回復傾向にありましたので、対策本部は設置しておらないと言うことを申し上げておきたいと思っております。

この度の大雨では、気象庁から土砂災害警戒情報が発令されたことから、真坂・三倉鼻・浦大町地区に18日、15時25分に、また、馬場目川久保観測所で氾濫危険水位を超えたこと、一日市地区の馬場目川水位の急激な上昇により、災害の危険性が高まったことから4区・5区の一部地域に19時30分に、それぞれ避難勧告を発令しております。

町民への情報伝達状況は、防災無線放送、テレビ局協力によるテロップ伝達、土砂災害特別警戒区域及びその周辺と浸水区域には、町職員が各世帯に直接伺い避難勧告の発令と避難所への避難を呼びかけております。

また、要援護者とその支援者には、町から避難勧告発令の連絡を、さらに支援者に対しては、必要に応じて避難誘導の協力依頼をしております。

一般家庭の防災無線の聞き取り状況等についてですが、災害時の町民への情報伝達は迅速かつ確実に伝えることが重要になります。防災行政無線放送による情報伝達では、

内容が聞き取れないなどの問題が生じることから、その対応として、前段の答弁でも申し上げましたが伝達手段を講じております。今後の情報伝達手段として、エリアメールを活用した情報伝達や町ホームページによる情報伝達など実行可能であるものから実施し、その他伝達方法についても関係機関からの意見を伺いながら検討してまいりたいと思います。

なお、この度の大雨による災害対応等の検証は、必要であり、町として災害対策を講じた中で、どのような問題点があったか、まずは内部で検証し、必要に応じて関係機関との評価会等について検討したいと考えております。

それから農地への大雨専用排水ポンプの設置についてですが、去る5月24日の議会全員協議会でも報告しましたが、5月18日から19日にかけて水田の冠水は約790ヘクタール、5月21日午前9時現在で一日市・夜叉袋地区については水は引いていましたが、真坂地区については約94ヘクタールが冠水又は浸水状態でありました。

22日午前9時時点では真坂地区においても全て水が引いたのが確認されております。議員ご指摘の大雨専用排水ポンプの設置については、多額の費用を要することから、今後の検討課題ではありますけれども、非常に難しい問題であることはご承知して欲しいと思っております。

次に、干拓地東部承水路の水位の管理状況ですけれども、東部承水路については、調整池と連動しますので、その管理状況についてご説明申し上げます。水位についてかんがい用水等の供給が多い5月以降は、標高プラス1メートルとしており、時期としては最も高い水位を保つことで、秋田県八郎湖防潮水門管理条例施行規則で定められております。しかしながら、大雨時の災害対策として、天気予報で大雨情報が発表された場合には、この水位から10センチメートル下げることにしており、事前に水位を標高プラス90センチメートルの状態にしておりました。その管理を行うために防潮水門の12門の開閉調整をしております。このたびの大雨では、13時20分に12門、全てを開放して対応しております。

また、栈橋の浸水については、この時期の水位が規則で定めている関係で一番高い水位を保つこととしており、浸水状態となっております。なお、かんがい用水の供給時期以外の水位は、標高プラス50センチメートルとしており、時期によって50センチメートルの差が発生します。

次に、大雨被害の町の対応等の報告書の配布についてもご質問ありましたが、この度の大雨災害の町の対応は、前段の答弁で述べたことに加え、馬場目川の水位上昇に伴う水路への逆流を防ぐための樋門4箇所の開閉、必要な方への土のう配布、避難者、消防団員、町職員への炊き出し、被害状況調査、災害一般廃棄物の処理費免除、罹災証明書等の早期交付、床上・床下浸水があった方への消毒剤の配布などの対応をしております。また、湖東消防署八郎瀧分署からは、浸水区域で避難が困難な方への情報伝達と搬送の協力依頼要請をしております。

改善点については、今後検証して対策を講じてまいりますが、災害時対応についてはまずは町職員や消防団員の招集が重要となります。災害時の休日や夜間の迅速な職員招集、消防団員平日の日中の招集など災害発生時間帯により人員確保が困難である場合の招集体制の課題等があります。

また、災害時の住民に対するお願い事項については、平成30年3月に八郎瀧町災害ハザードマップが完成し、先月、町内会長さんを通して全戸配布をお願いしております。このハザードマップは、災害が想定される区域を示しており、町から提供する避難行動基準の情報、災害時に持ち出しするもの、指定避難所、避難勧告・指示が発令された時の心得など、災害のおそれがある場合や発生時に対応するための判断基準でもあり、災害時に備えるための各事項を記載しております。

なお、今後は町内会や消防団各分団等からの協力を得ながら災害時等に備えたハザードマップの活用について、町民の皆様への周知をお願いしてまいります。以上でございます。

9番 近藤美喜雄 どうも有り難うございます。ちょっと時間も無くなってきましたので、私から最後に重ねてお願いをして、終わりたいと思います。一つはその中でこの度の補正予算追加提案の中で、道路復旧絡みの予算が出てきました。

これはさて置いて、一点は三倉鼻の投石道路、これは沢からの水が土砂を運んできた訳ですが、これは何ら見通しが無いこれは町道になっておりますから、あの現場に昨日も行ってきたんですが、大部トンネルのようになって流れてきたり、いろんな所が上の方にまだ見えます。そうするとこれはまだ、この後もおそらくあるだろうなと思ってます。雨が降るとまた流れてくる、でその下にも道路へおそらく土砂が堆積したんだろう

うと思いますけども、今現在、それは重機で寄せた後がありますけども、今現在、あの道路の状態が、側溝があるのか無いのか私もわかりません。ただ、また柵があって横断してる場所もわかりませんが、見えませんがこれ非常に管理がよくないです。

山の水が今もかなり流れてますから、これ止まってません。そうするとあの道路は、道路の高さまで山側の方は水が溜まってますね、だからこれがまた雨が降るとどうなるのかわからないけれども、いずれ側溝も柵もわからないので、あれはあのままで、またいいのかどうかというのがちょっとこの後ですね、現地を再確認して頂いて、この後ご検討お願いしたいと思います。

それからもう一つ、災害の情報伝達ですけども、これ非常におそらく私ほうまくいつてないんだらうと思いますが、真坂の方で指定されて土砂災害警戒区域に指定されて、この間のハザードマップ配布になりましたけれども、その管内ラインで入ってますが真坂3区まで、後、浦大町の方も全部かかっています。そうするとこの区域を一体この後どうするのか、さっきの道路も当然三倉鼻に入ってきます。そのままでいいのかどうか、これも絡めて一つお願いをしたいと思います。ただ、その伝達が非常にね、真坂の3区の若いお母さん方であったけれども、ある所へ行ったらちょっとその話が出まして、あなた方何やってるのかよくわからないども、何もおらわからないという話なんですよ、話後から聞いたら、山側の方は何か職員が来てあったと、その実態も私わからないけれども、せば私方、下だから何も来なかったべという話なんです、で放送もわからないし把握出来ないし、こういう風な状況だとちょっと何となるか、もう少しちゃんとしてもらいたいという話なんです極端に言えばね、だからやっぱり井川は有線、この間、北秋田市では多額の予算を計上して、個別の防災ラジオこれを導入しました。これはやっぱりもう的確に家庭の中に情報が入っていきますから、どんな細やかな話でも入ってきます。防災無線では、細やかな話は聞き取れないですね、何言ってるかな位にしかないので、そういう風なことからすると、まずこれも一つ検討課題に取り上げて頂ければなと思っております。その他まだあります、もう一点だけ、ちょっと時間になりましたがこの間、ハザードマップを配布しました。今の状況はいわゆる町の広報には、あまり報告掲載されていないと私は思っています。ですから町民は又聞きの状態になってると思います。だからやっぱり町の方で、さっきも言いましたけども、総合的に検討した結果、この後はこうだ、反省してる点はこうだ、問題点はあった、町民の声はこうだと言うことを、やはり町民に改めて流してもらったらいじゃないかな、と言うのはそこから来てるんですね。でそのお母さんが言うには、何も反対側の方には来るもしないで、何やってるかさっぱりわからない、後で聞いたらこうだという風な話に結局、曲論で終わってしまうので、そういう風なことをやっぱり家庭の中までの情報伝達を考えて、メールといってもこれはお年寄り方はもう別の世界ですから、だからそういう風なことも頭に入れて、この後検討課題にして頂きたいと思います。

それから、自主防災組合あるでしょう、自主防災組合の人方は何も集まり無いということによってます。これは、こういう風な災害の後のまとめたもの、或いはハザードマップの配布、こういう風なのはやっぱり事前に防災組合を招集するなりして、説明するとか、そういう風なこともこれ何とかご検討を頂きたいと思っています。

自主防災組合の関係については、前にもあまり改まった点がないとかって言いますけども、取り上げればいろいろ大きな問題があると思うので、この後ご検討よろしく願います。以上です。

議長 村井 剛 これにて、9番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。  
次に、2番 柳田裕平君の一般質問を行います。

2番 柳田裕平 おはようございます。

私は今回の一般質問は、項目で3項目でございます。全て教育長の方から答弁お願いすることになりますが、大変私毎で恐縮ですが、教育長さんのちょっと答弁の声ちょっとボリューム上げてもらえればなと、聞き取れない所が結構ありましたので、やっぱりよろしくお願ひ致します。

それでは本日は、過去の一般質問の中で、当局から「検討します」或いは「いつまでに結論を出します」等の先送りの答弁も結構ありましたので、その後どうなったのか・どうなっているのかを確認・正すことも大事なことでないかと考えた次第でございます。

そのような観点から今一度質問することにしましたので、答弁よろしくお願ひをいたします。表題の1番でございますが、本町スポーツ施設の整備計画について、平成27年6月定例会で、老朽化傾向にある本町スポーツ施設の改修について、その場凌ぎの対

応が多いのではと感じられましたので、整備計画に基づいた改修工事が必要ではないかなと質問をいたしました。

当局からは、老朽化は進んでおりますが助成事業などを活用しながら順次改修工事を進めておりますとの答弁でございました。

また、今後も財政状況を考慮して第6次基本構想に盛り込みながら進めていきたいとも言われておりました。

当局が言われた通り、この度の八郎潟町第6次総合計画の中には、「社会体育の現状と課題」として体育施設の老朽化が進んでいるとありました。その「基本方向」のところでは、オリンピック記念会館を本町の生涯スポーツ・コミュニティスポーツの拠点として位置づけ、町民が健康で豊かな生活を実現し、さらに日常生活に定着できるような施策を実現しますとありました。また、計画の「環境の整備」のところでは、年次計画を策定していかなければならない時期にきているともありました。

中羽立公園は、オリンピック記念会館・町民体育館・弁天球場・テニスコート・グラウンドゴルフ場・ゲートボール場・親子のふれあい広場など町の主なスポーツ施設があり町内外の多くの方々から利用されている運動公園でございます。

かつて八郎潟町は、県内では「スポーツの町」とも言われておりました。

各種スポーツの活性化と健康寿命の向上のためにも、オリンピック記念会館を拠点としたスポーツ施設の再生と環境の整備は、「スポーツの町」の再現を目指し元気な町づくりのためにも重要な施策であると考えます。

まずは各方面の意見も聞きながら、将来を見定めた年次計画案の作成作業を行動に移すことではないでしょうか。

そして可能であれば、第6次総合計画後期5カ年計画の推進事業の一環となるように将来に向けた展開を考えてはどうでしょうか。

当局として、どのように考えているのかお伺いいたします。

表題の2番でございますがオリンピック記念会館について、平成25年12月定例会で質問しておりますが、今一度3項目についてお伺いいたします。

第1点、新しい器具を導入しては。

最近では近隣市町村でも、健康を目的とした体力トレーニング施設や病気などのリハビリを目的としたトレーニング施設が増えているようです。本町オリンピック記念会館については、若干の器具で入れ替えがあったぐらいで、オープン当初からほとんどの器具がそのまま使用されているようです。

前に質問したときは、新器具の導入は更新時期をみながら検討しますと言われておりました。女性や高齢者向きの操作が簡単で優しい器具の導入など、新しい利用者層の開拓も考えてはどうでしょうか。それとも、当局として考えている構想があるのかお伺いいたします。

第2点、専門指導員の養成について。

トレーニングの専門指導員の養成については、必要であると考えておりますとの答弁でしたが、未だに実現されていないようです。先日、トレーニングルームを見学したときのことですが、トレーニングのアドバイス・器具の使用法・事故やけがの防止等のためには専門指導員をぜひ配置するべきであると利用者の方から要望されました。

大きな事態が起きてからでは、後悔しても遅いということになります。専門指導員の養成について、今一度当局の考えをお伺いいたします。

第3点、中羽立公園全体を管理する町職員の配置を。

町職員を配置するべきではとの質問では、当局からは事務効率の観点から考えておりませんとのことでした。本町主要施設を管理するという観点からすれば、責任ある町職員がいないこと自体が逆に不自然であると考えます。町職員がいることによって、中羽立公園全体の実情が迅速・的確に把握できるようになるのではないのでしょうか。町職員の配置について、当局の考えに変わりないのかお伺いいたします。

表題の3番でございます。小中併設で、中学校クラブとスポ少はどうなるのかでございます。これも、平成25年12月定例会で質問しております。

平成32年4月開設予定の併設校に伴う、スポ少・中学校クラブ活動のクラブ選定やクラブ数などの将来構想を早く示すべきではとの質問に対して、当局の答弁では併設校がスタートする3年位前にはその方向性を示していきたいと言われておりました。

学業のみならず、スポ少や中学校クラブを通じた活動は心・技・体の養成や人間関係の会得など、生徒・子供の将来を左右する重要な教育の場であることは皆様ご承知の通りでございます。

また、先生の長時間労働や生徒数の減少等いろんな難しい要素が絡む難題ですが、このことについては学校・生徒・PTAだけでなく一般町民の間でも大いに関心が高まっ

ているようですので、今後の推移について町民への周知も必要かと考えます。

最終決定権は学校長であると同いしましたが、先ほど述べた通り方向性を示すその3年前をすでに過ぎております。学校側や助言する立場の教育委員会では、このことについて協議されたことはあるのでしょうか、それともまだ協議されていないのでしょうか。

併設校開設に伴うクラブ活動とスポ少についてどうなるのか、教育長から現在までの経緯と考え方についてお答え願います。以上です。

教育長 江島 廣 柳田議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の本町スポーツ施設の整備計画についてですが、第6次総合計画の中で体育施設の老朽化が進んでいることを課題としてあげ、年次計画を策定して進めないといけない旨を記しております。あわせて、オリンピック記念会館を拠点としたスポーツ活動の推進を掲げてございます。

ここ3、4年間のスポーツ施設に係る補修・改修工事等を申し上げますと、中羽立施設では、球場内野土壌補修、体育館駐車場排水設備工事、球場駐車場舗装補修、公園遊具ブランコ・滑り台設置、ロープウェイ補修、テニスコート観覧席ベンチ修繕、球場スコアボードカウント表示改修工事、中羽立公園施設塗装補修工事などがございます。

体育館関係では、高圧受電設備改修工事、耐震補強工事、B&G関係では、プール上屋鉄骨補修、駆体さび止め及び漏電改修工事、照明器具補修などであります。

オリンピック記念会館と体育館の備品関係では、滑り止め付き合成スポンジマット、暖房器具4台、コードレスバイク、リハビリウォーカー、ハイブリット除雪機などとなっております。以上の事業をその場しのぎと言われれば、いたし方のないことですが、財源と照らし合わせながら進めております。

今後の予定として、多額の財源を必要とするものは、B&Gの全面改修工事です。B&G財団からAクラスの補助を得るためのポイントを積み上げるため、数年間、町長や担当者が会議への出席に努めておるところです。

学校関係では、中学校全天候テニスコートを全面改修いたしました。この後、学校給食共同調理場建設、小・中併設に向けて中学校改修工事を進めてまいります。

社会教育関係では、現在運用が順調に進んでいる3年前に建設した図書館をメインとした、えきまえ交流館はちバル、この後、農村環境改善センターの照明・音響、冷暖房設備、及び外壁工事等々の改修が差し迫っております。

教育課管轄のものは、多額の財源を必要とするものばかりですので、バランスよく計画的に整備を進めていかなければならないと考えております。

二つ目のオリンピック記念会館、新しい器具の導入についてですが、25年12月議会での質問に対し、器具の更新により、新しいメニュー対応は可能であること、そして器具の更新時期などを見極め検討してまいります、とお答えいたしました。

現在の利用者の状況を見ますと、週1回、シニアスポーツクラブの方々が1階のホールで身体を動かしてから、2階のトレーニングルームで器具を使つての運動に親しんでおります。また、個人使用として町内外の方々の利用があります。御提言の女性や高齢者向けの器具となれば、トレーニング器具を抜本的に替える必要があると考えます。

あわせて、次の質問項目である専門指導員の配置や養成も関連してくると思います。

前回の答弁で、施設活用を図るためには、トレーニングの専門指導員の養成は必要と考えており、指導員の設置の在り方や養成講習会などの開催方法等について、検討してまいります、とお答えしておりました。その後、教育課内で検討したところ、特定の町外の方々での使用が多い、という当時の活用実態から緊急に必要とするものではない、と判断しておりました。

ただし、医学的・科学的な知識を備えた専門指導員などが常駐しておれば、筋肉や関節などのリハビリの仕方を相談しながら行うことができますし、ご指摘の女性や高齢者の活用を含む質問・提言を考え合わせてみますと、器具の入れ替え、指導員の配置などアスレチッククラブ的な要素を備えた町の運営となっていきます。運営の仕方なども含め、議論を重ねていく課題といまだ捉えておるところです。

次の質問の中羽立公園全体を管理する町職員の配置を、についてですが、オリンピック記念会館の事務室に職員が常駐した時期がありましたが、事務・事業等の連絡調整や事務の効率化が困難なため、現在のような体制となっております。昨今の教育行政は、学校教育、社会教育、社会体育、それぞれが独立してるものではなくて、3部門の職員が連携・協力しながら運用を進めております。各担当が担っている事業の遂行の際には教育課全員が総力をあげて臨んでおります。

また、以前は職員数も多くおりました。今はぎりぎりの状態で職務にあたっております。もし、社会体育担当職員を以前のようにオリンピック記念会館へ常駐させるとすれ

ば、職員数を増やさないと町民の要望・期待に応えていく教育行政の推進が困難という風に考えております。

私どもは、管理に当たっている臨時職員も同じように責任感を持って仕事に励むようをお願いしてございます。今後も教育課職員と連携を密にして管理運営に当たって行くように努力いたします。

次の、小・中併設で、中学校クラブとスポ少はどうなるのかについてですが、併設を迎える頃のスポ少と部活動についての運用は、非常に頭の痛い課題と捉えております。

特に中学校の運動部活動については、今までの議会で答弁してきたように、確実に各学年1クラスになる2022年以降は、男女団体2競技ずつぐらいが、職員数・生徒数を考えると、活動するのに最もよい状況と思われれます。

中学校長の方には、この先の部活動の在り方ということで方向性は示してあります。

部員が少なく、運用が困難な部活動については、募集を停止していく、同好会扱いの運動部活動をなくしていくなどです。

しかし、2022年時点では、吹奏楽部1と部員が存在するだろうと思われる6運動部での運用にならざるを得ないかもしれないという風に思っております。

スポーツ少年団に関しては、活動の幅を広く保ち、現在のものを継続したいと考えておりますが、児童数やスポ少の在り方などの状況を踏まえ、運用が困難となった場合は縮小する方向でと考えております。

最後に、お知らせですが今年度設置した中学校のソフトボール同好会については、今の1年生に限り3年間だけであることを、条件付きでご了解の上、活動していただいております。このことは現中学1年生の女子の半数近くがソフトボール部員であったことに鑑み、将来の夢と目標をもって中学校に入学している子供たちの学校生活に、活性化が失われてしまうことを憂慮してのことです。

小学校スポ少ソフトボール部員には、中学校に進学した時にソフトボールへの入部はありませんよ、ということをご十分言い聞かせてご指導ください、とスポ少指導者をお願いをしてあります。以上です。

## 2番 柳田裕平

どうも有り難うございました。まずスポーツ施設の整備計画についてでございますがちょっと一つだけ私の言っていることと、教育長の言っていることが噛み合わないところが一つあるんですが、例えばその年次計画という言葉が出てくるんですが、この言葉自体ですね、私の考えている年次計画というのは、順次、優先順位を付け今後も年次計画を進めて行くことのお話されてますが、私の考えている年次計画と言うのは、さらに継続・発展して行くというそういう意味の私が年次計画と受け止めているんですが、教育長の言われているその年次計画とは、1年を単位とした当初予算に合わせた期間内の年度計画ではないかなと、この辺でちょっと私と教育長のギャップがあるような感じを受けております。それはそれとして、第6次総合計画には、オリンピック記念会館を拠点とした年次計画を策定しなければならない、という風にある訳でございますのでこの総合計画に謳われている年次計画というのは、教育長の言われているそういう意味合いの年次計画と受け止めていいのかなんかと思いますが、私のちょっとお聞きしたいのは、教育長が言われているその毎年の年次計画でやりますよ、とそういう意味で考えているのか、またそう言ってるような毎年毎年繋がって行くような年次計画なのか、そこら辺ちょっと違いがわからないので、そこちょっと後で教えて頂きたいと思っております。

それから、スポーツの施設に関してでございますが、いろんな考え方があるかと思っております。例えば私が考えるには、各施設の問題点をこう洗い出してですね、そういう作業を行って助成制度の活用や政治力にもお願いする、或いは年間活力の導入とかいろんな観点から検討して、今までにない改革が必要でないかな、という風に私は考えております。

例えば管理棟を宿泊できるようにして、合宿・誘致をすとか、オリンピック記念会館と町民体育館を併設にして、両施設の利用者が行き来できるようにすとか、或いは往年の弁天球場のような再現をできないのかというような、そういう形のお互いのコミュニケーションをしながら、できれば町としての計画を作ってもらいたいというのが、私の希望でございますので、その点についても教育長から今一度お伺いしたいと思っております。それから第2点のオリンピック記念会館でございますが、確かに利用者の状況から見れば、なかなかそういう新しい方向に向かうということが無理かもしれませんが、ただ、利用者層のですねその客層というか利用者層というのが、新しい層を吹き込まないと、こういう施設もなかなか活発にならないという風な感じも受けますので、どうかそのこういう民間の施設も含めて、各種施設を視察すとか或いはリース契約というそういう方法もあるだろうと思っておりますので、いろんな角度からもうちょっと勉強してもらい

たいというのが、私の希望でございます。これは答弁結構ですが、それは私の希望として申し上げておきます。

それから専門指導員ですが、これ教育長さんも言われておりますが、確かにトレーニングの指導とか、いろいろな面から見ればどうしても必要であるということでございますので、難しいでしょうけど早めにこうなるべく置かれるような形で進めて頂きたいと思っております。それから中羽立公園を管理する町職員の件でございますが、事務効率の観点ということから考えれば、なかなか難しいようでございますが、ただ私の発想は逆の発想で事務効率に影響ないような対策を講じながら、職員を配置することも考える必要があるんじゃないかなと、逆の発想ということで私は提案したいと思っております。この点は後でまた答弁出来ればお願いしますが、なければ結構でございます。

それから最後の小・中併設の中学校クラブとスポ少でございますが、いずれにしろ生徒、子供の将来を左右する大きな問題でございます。ただこの問題については、町民の多くも関心がございますので、学校関係者とか、PTAとかそういう方々だけと連絡を取って説明するというだけでなく、やはり町民にもその都度、町の広報とか何かで周知するというのも必要じゃないかなということをお願いして、一つ今申し上げた点で答弁出来るものであればお願いします。

教育長 江島 廣 年次計画ということでございますが、おっしゃる通りだと思います。一応年次計画とは、この年にはこういうことをやりましょう、今年はどういうことをやりましょうという風に、こう考えて行くのが年次計画と思っております。ただですね、教育課管轄、体育施設でございまして、今申し上げましたように体育関係では一番大きい所は、プールなんですね、全面改修しないと厳しい状況にあります。それに向けて今努力してるところなんですけど、後、調理場それから学校改修等々でございますので、改善センターもそうですけど、そこをどのように区別しながらこの年度にはこういうものを作ると取り組んでいった方がいいのか、これまず財源ともこう相談しなきゃいけないことですのでその辺を見極めながらという風に考えております。

でも去年は先程申し上げましたように、八郎潟中学校の全天候4面全面改修いたしました。これも補助金をt o t oの方ですけども、補助頂いて改修することが出来ましたと言うことで非常にこう頭が痛いのは、とにかく箱物そういう風な物を増やしていくとか管理していく場合に非常に財源を必要とすると、建てるだけの財源じゃなくて、それを管理・運営していくための財源まで見通し立てないと出来ないことでありますので、町の厳しい財政状況を考えながら、今後一つ一つ出来るものを進めていくしかないかなという風に思っております。

ご提言のオリンピック記念会館と体育館をこう付けるとかですね、廊下のような物で繋ぐとか、こういうことも前にはですね、いろいろ構想として考えたことあったんですが、いろんな形でそれはまず厳しいものがあるという風なこともありました。今、体育館の周りとか公園の辺りでは、一番他から見てですね、ここなんですってこの風な部分は、レンガで木が立っている所がかなりボコボコとなっているんですね、あそこも普通であれば全面的にですね、直さなきゃいけないという風になってくるかなと、球場につきましても同じです。電光掲示板があれば一番いい訳ですけども、いずれ電光掲示板1億近く懸かりますので、そこまでは今のところ行けない状態ですので、今の状態でまず我慢してもらおう形ですね、ただクランドそのものは出来るだけ今迄のように、水はけとかそういうものが落ちないようにですね、少しずつお金を賭けながら整備して使えるようにしていかなきゃいけないかなという風に考えております。

町の大きな課題としては、体育施設、いわゆる箱物になってる体育施設を、この後いかに維持管理していくかと、ここに相当こうお金が懸かっていくということもありますので、そこ辺りご理解頂ければいいなという風に思います。

それから小・中学校の部活、スポ少についてはですね、いろんな諸問題が出てくると前は考えました。スポ少と中学校が同じものにすれば、あまりいろんなこう問題がはつきりしないんじゃないかなという風なこともありました。ですが小学生にとっては、限られた部をスポーツを、ただそれだけにこう従事していくということには、少し問題もあるかなと思っていて、今あるスポーツ少年団をそのままこう継続させながらですね、いろんなものに、やりたいものに携わって、ただ中学校部活については、職員数の限り或いは部活の説明・状況等ありますので、無いものはありませんよということで小学校の時からですねそこ辺りわかって頂いて、中学校に行った時に選ぶという風な形になるかと思っております。ただあるものを、今中学校で一番あるものを無理につぶすということは、いろんなこう周りの影響がありますので出来ない状態ですので、取りあえず運営が困難な所を無くして行って、募集をしていかないう風な形で進めたいという風に思

います。

後、最後ですけど、ジムの機械がある所なんですけども、本当であればですねいろんな方々から啓蒙してですね、お年寄りとか女性の方が使えるような中の物を抜本的に変えてやると、もっと活性用の幅が広がっていく、それからこれからはシニア世代になりますんで、健康寿命ということも考えるとですね、そこ辺りも力を付けていくといい訳なんですけども、これもそうやるとすれば器具その物を全部交換と、それから正しい運動の仕方、その他を指導してくださる方がいないと危ないという風なこともありますので、そういう面も一つは大きな課題だなという風に捉えております。

財源が許してですね、こういう風な形にしましょうと言う提案が通ればですね、何とかいい方向に柳田議員さんが考えてるような方向の一つでも向ければいいかなという風に考えております。以上です。

2番 柳田裕平 はい、どうも有り難うございました。私最後に一言だけ、町としてもはちらば、それからちパルそれから今給食センターとか色んな事業をやってきましたが、最後には今年後には庁舎まで行きますが、スポーツの方の関係も、もう少しこう目を向けてもらいたいというそういう思いで、今日は質問させてもらいましたのでどうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。  
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。

1番 小柳 聡 1番の小柳です。本日は通告に基づき一問一答形式で一般質問をさせていただきます。  
3月議会と同様、またお昼をまたぐ可能性がございますけどもご容赦願いたいと思います。最初の質問は、我が町の職員人事に関しての質問でございます。毎年3月には、職員の人事異動がございますけども、私自身も来年度はどんな体制になるのかなと興味を持っている一人でございます。

私がこの職員人事の問題を取り上げようと思った背景としては、昨年度末、若手職員から二人の退職者が出たことに端を発します。二人とも本町の必要な人材でありました。この二人に共通していたのが、どちらも同じ課に長く配属されていたこともあり、それが一因としてあったのではないかなと、個人的に推測致しました。もちろん、理由は他にあったかもしれません。人事異動に関しては、人間的なバランスや課の全体的なバランスを考える必要もあり、簡単に変えられない難しさも秘めていることは重々承知しております。それでも人事交流を積極的に行うことにより、役場職員内のコミュニケーションも増えるでしょうし、色々な仕事を経験することは個人の成長にも繋がります。

また環境が少し変わること、潜在的にある問題も見え易くなると思います。我が町は小さな自治体ですので、課の体制も他自治体のように細分化はされておられませんけどもその分いろいろな役割を協力しながら進めていくことも求められると考えております。

意欲や能力を活かす人事管理というものに対して、当町ではどのように対応しているのかをお伺いしたく、質問させていただきます。

まずは、今現在の人事選考方法、また、そこに各職員の希望が反映されているかをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答え致します。  
まず、職員一人ひとりの配置履歴を確認し、基本的には4年から5年間の在籍を目安に異動対象者を選考します。

しかし、各課の組織構成は、職員の役職、年齢、経験上のバランスなども考慮しなければなりません。施策の実施にあたり、適任者を配置する場合がありますので、必ずしも基本的な選考どおりにはなっていないのが現状でございます。

また、有資格者でなければできない専門性のある業務や特殊性のある業務などについては、長年にわたり同じ部署に在職となっているのが現状です。

なお異動にあたり、各職員の希望は配慮しておりません。

1番 小柳 聡 はい、お答え有り難うございます。有資格者が長年にわたって同じ任務を続けていただくということは、もちろんエキスパートやスペシャリストといった養成も含めて理解をしているところでございます。ただ今、希望を反映されているかというところでは、ないというお答えでした。今、役場の方では人事異動に対して職員の意向調査などを希望を汲み上げるような制度はないという認識でよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 意向調査という、今お話がありましたけども、他の市町村では職員の配置先の希望を調査している所もあると聞いておりますが、本町は小規模な自治体ですので、希望を聞いてもその通り実現することは、体制上不可能だと考えます。

職員は様々な部署を経験し、総合的な知識・判断力を身に付け、また、議員が言われるように職員間や町民とのコミュニケーションを図り、それが結果的に町民の福祉の向上につながるものと思っております。以上でございます。

1 番 小柳 聡 体制上不可能と言うお答えを頂いてしまったんですけども、出来ればですね、これは希望を叶えて欲しいというところではなくてですね、希望を汲み上げて欲しいという意味合いを込めて、意向調査をしてはどうかというところをお伺いしてるんですけども、そういったことも踏まえてもう一度答弁お願い出来ますか。

町長 畠山菊夫 仮に職員の希望を汲み上げた場合、そこに集中する場合があります。その場合どうするかということもいろいろ考えられますけども、そうした場合には自分の意向が汲み取れなかった、いろいろそういうこともありますので本町の場合は職員の意向は汲み上げてないのが現状でございます。

1 番 小柳 聡 はい、私としてはですね、毎年やって欲しいものでもないんですけども、各年度以上で、もし希望を取ってもらえたらと言うのが本意でございました。参考までにお伝えさせていただきますと思います。

それではじゃ次の、職員の資質向上に繋がる研修をと題しまして、この話題に関しては過去にも研修について質問が出たことは承知しておりますが、私なりの観点での質問もでございますのでご容赦ください。

少子高齢化に伴う人口減少問題を始め、高度成長期に造られた公共施設やインフラに対する対応、頻発する災害、医療・福祉・介護の充実、地域経済活性化等、今後も続く人口減少社会の中にある当町においても、職員一人一人に求められる政策立案能力や、事務能力、また多種多様な行政サービスを求める声は増していくと考えられます。

私自身も一年間の議員活動を通して勉強不足を感じ、今年2回の研修に参加させていただきました。日常の議員活動の中では学べない自治体財政や政策法務の基礎についてしっかりと学ぶことが出来たと思っております。そして多くの志を共にする議員の方々との出会いもあり、そこからいろんな情報共有をさせて頂けるようになっております。

我々議員、町のために頑張りたいと思って勉強して、それを地域に落とし込もうと思っても、我々には4年間という任期しか基本的にはございません。

是非、我々と違って長く自治体運営に携わる職員の皆様には、研鑽の意味も込めて積極的に学んで他の自治体との連携も図って頂ければと考えております。参考までに、私が1月に受講したのは、自治体職員向けの研修でございました。

自治体の規模は様々ですが、たくさんの意欲的な職員がいました。このような研修を通して、職員としての見識を深めて頂きつつ、意識を高めて頂きたいと考えております。そこでまず最初に、近年の職員の研修実績をお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 まず、研修の種類ですが、秋田県自治研修所において秋田県・市長会・町村会合同で実施する「階層別研修」の他に、「能力開発研修」というものがございます。

これは、法知識や業務理解力向上、セルフモチベーションスキルといった主に一派職員向けの16種類、並びに意思決定や業務マネジメント、認識力判断力形成といった主に管理監督職員向けの14種類のテーマごとの研修です。

研修受講者の選考は、前回の研修から受講状況が遠のいた職員を優先して選考し、当該職員からテーマを自分で選んでもらい決定しております。ただし、全体の研修参加人数が決まっていることから、人気のあるテーマの研修を受講出来ない場合もあります。

年間2名から3名の職員が研修に参加しております。自治研修の他に、公益財団法人「全国市町村研修財団」が管理運営している市町村職員中央研修所が実施する研修にも職員を参加させております。中堅職員以上を対象とした10部門60種類のテーマ別の専門実務研修です。こちら年間2名から3名の職員を指名し、テーマも指定した上で参加させています。全国から研修者が集まるので、広い視野に立った交流も図ることが出来ます。

また、2年に一度、公益財団法人「秋田県市町村振興会」が実施する「市町村職員海外研修事業」に職員1名を参加させており、研修終了後に全職員の前で研修報告も行っております。

1 番 小柳 聡 年間2、3名というのが何点かありましたので、おそらくこの数字というのはたぶんおそらく長期的に見れば、確実に増えているのではないかなと推測します。人材育成については、これからこの小さい町にとって、とても大切なテーマになってくるかと思えますので、今後共よろしくお願い致したいと思えます。  
それでは、研修受講者の選考方法というところを、もうちょっと詳しく教えて頂きたいと思えます。

町長 畠山菊夫 あの選考方法については、先程述べた通りでございます。

1 番 小柳 聡 はい。それでは、管理職、中堅以上とかではなくて、自らこう挙手制でも受け入れられるものが、私はこの研修に行きたいです、というのが受け入れられるかどうかをお伺いしたいと思えます。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 このような前向きの職員が声を上げれば、こちらでは考えながら多岐にわたる研修にも努めて頂きたいので、バランスを見ながら考えていきたいと思っております。

1 番 小柳 聡 はい、前向きなご答弁有り難うございます。やっぱり義務化で受講するのと、自ら学びたいと思っておりますのは、また伸びしろも違ってくるかと思えますので、これは是非ともそういった声を上げられるような体制を作って頂きたいと思えます。もう一点聞こうと思ったんですけども、研修で学んだことのフィードバックは出来ているか、というところをお伺いしようと思ったんですけども、報告会もしているということでございました。ですのでちょっとここで要望というか、研修で学んだことをやっぱりこう報告会をしてない場合ですね、同じ課で共有をして欲しいなと思っております。行った本人も学んだことを要旨にまとめることによって、多分また深い理解になると思えますし、課内でもまたそれを共有して頂ければと思っております。

それでは次の質問に入りたいと思えます。何か私の質問面倒くさいと思っております配布されておりますけども、母子手帳アプリというものが、今年度当町で導入致しました。少子化対策に対する抜本的な特効薬というのはなかなか見出せないのが現実かと思えます。

一方で子供は地域の宝だと一人一人を大切に、地域ぐるみで子育てをする町づくりを目指すという当町の考え方に対して、子育て世代の一人として厚く御礼を申し上げます。

その一環として本年度、秋田県で初めて自治体として導入した「子育て応援ナビ はっちい」ですけれども、に関していろいろな角度からお伺いしたいと思えます。

4月19日付けの秋田魁新聞でも、県内初の試みとして、取り上げられておりましたし、注目の事業であると考えております。このリーフレット、私の家にも郵便物としてリーフレットが同封されておりましたし、保育園や小児科にもポスターが貼っており、告知はそれなりに行き届いているものと実感しております。運用開始からもうすぐ2ヶ月を迎えようとするタイミングではございますけども、現状や今後の方向性について議論させて頂ければと考えております。

まずはこの母子手帳アプリを提供した経緯や狙いなどをお伺いできればと思えます。

町長 畠山菊夫 八郎潟町では子供一人ひとりを大切に、地域ぐるみで子育てをする「まちづくり」を目指しています。

子育てに忙しい保護者の皆さんが、手軽に妊娠から出産、子育てまでのサポートを受けることができるように、子育て世代が最も活用するスマートフォンを用いた「母子手帳アプリ」を導入致しました。

具体的には、乳児健診や地域の子育て教室など、町の子育て情報をプッシュ配信等でタイムリーに発信いたします。また、母子手帳と併用しながら健康・成長記録の管理等に活用し、健診や予防接種の受診率向上にも役立てて参ります。今後も「健やかに安心して暮らせるまちづくり」のため、環境整備を進めて参ります

1 番 小柳 聡 はい、それではまず次の質問に入ります。  
今現在のこのアプリ、どの程度登録されているのか、というところをお伺いしたいと思えます。またその対象者というか、その分母、対象者はどの位を分母として考えているのかお伺いしたいと思えます。

町長 畠山菊夫 5月28日現在の登録者数は、25名です。  
内訳は、妊婦さんが1名、子供さんは33名で、複数のお子さんの登録をなさっている保護者の方も居ります。  
対象者の総数は166名です。内訳は、妊婦さん10名、乳幼児156名となり、対象者には子育て応援アプリ「はっちい」の提供開始を4月25日付けでご案内をしております。

1番 小柳 聡 はい、25名という数字、後でまたちょっとこれはお聞きしてまいりますけども、この「はっちい」に私自身も登録させて頂きました。使いこなせている部分もあれば、細かく情報を入力できない部分もあったりします。また、中にはこの入り口、アカウント登録と言うんですけども、これですみずみしている方もいるそうです。  
私自身も登録したことにより、受け取れる情報でなるほどなどと思えること、動画で最近的に説明があるものには、こう懐かしさも覚え、子供の年代別の向き合い方など改めて活字で見ることにより、とても参考になっております。せっかくこのような先駆的であれば素晴らしい取り組みをしているのですから、私自身としても、もっと広くこれは知れ渡ってほしいという意味も込めて質問をさせて頂いております。そこでこのアプリ登録に関する説明会を今後行う予定はありますでしょうか。

町長 畠山菊夫 5月17日開催の乳児健診、5月30日開催の子育て教室で、業者を招きアプリの説明会を実施しております。  
初年度でもありますので、子育て世代が多く集まる乳児健診や子育てイベント等の機会を活用し、業者の説明会を開催する予定です。  
また、一人でも多くの方からアプリを活用して頂くため、説明会を開催し町広報やホームページでお知らせして参ります。

1番 小柳 聡 はい、今後も是非やって頂きたいと思います。それで、はちパルなどでニャンパチ子育てランドとかで開催出来たらですね、これ他町村の方にもこの取り組みがどうも浸透して行くと思います。それが結果として八郎潟の子育ての意識の高さを、子育てが充実している、というPRにも繋がると思いますので、今後も是非進めて頂きたいと思います。またこの地域ニュースのページもございます。実はここが子育て世代にとって関心の薄い話題も上がってきます。何でこれが上がってくるかという、町のホームページのお知らせと連動しているためなんですけども、もちろん町の話題全てに関心を持ってもらうことも大事だと思います。ただ、子育て世代にとっては、関心不要な情報とは言いませんけども、自分のちょっと上の視線ぐらいの情報が上がってくるのが利用者にとってはいいのではないかなと感じます。つい、こう利用者目線で添った地域ニュース、この「はっちい」に関しては、地域ニュースも届いてくるところが特徴でもございますので、利用者目線に添った地域ニュースを届けて欲しいということをつけ加えさせて頂きたいと思います。

まとめとしてはですね、今後、2ヶ月弱でこの問題を取り上げましたけども、これから妊婦さんとかが増えてきたら、もっと利用も延びてくると思いますし、予防接種とかもわかりやすく、数年前の私に置き換えて見たらとてもいいと思いますので、是非、今後も続けて頂きたいと思います。

最後に豪雨被害について、質問を変えさせて頂きたいと思います。まずもって、被害に遭われた皆様に対しては、心よりお見舞い申し上げます。

5月18日大変な豪雨によりたくさんの方が被害が出ました。今年の豪雨でもなかった床上浸水が4件、床下浸水も42件、昨年を遥かに上回る降雨量であったことは容易に想像できます。私自身はその研修帰りでもあり、秋田が大変なことになっているよというお知らせを受けておりました。

夕方秋田空港に到着するところまでは大きな遅れはございませんでしたけれども、着いたら高速道路が止まっていたことに衝撃を受けました。下道で渋滞に巻き込まれて帰ってこれたのは8時半頃でございました。その頃も行政関係者や消防関係者の皆さんは懸命に頑張っておられました。この場も借りて感謝申し上げます。

今回の豪雨により、避難勧告が数カ所の地域に出されました、当町において。対象者も多かったのもありますけども、これは結構ニュースになって私のもとに届きました。

土砂災害の危険性から真坂、浦大町地区381世帯894人、また一日市地区にも、18世帯54人に対して避難勧告が出されたと同っております。これちょっと行政報告とかぶるところあるんですけども、質問させて頂きます。

実際に避難勧告を受けて避難した人数はどのぐらいだったでしょうか。

町長 畠山菊夫 避難者数は、高岡コミュニティセンターが4世帯、5人で、土砂災害警戒情報が発令されたことにより、真坂地区・三倉鼻地区・浦大町地区に、避難勧告を発令しております。また、一日市コミュニティ防災センターには、5世帯、9人が避難し、浸水で危険性が高まっている4区・5区の一部に避難勧告を発令しております。

なお、避難者については、高齢者が多いことから健康管理を考慮し、避難所へ保健師を配置しております。

1番 小柳 聡 はい、今ちょっとこの避難勧告を受けて避難した人数をお伺いしたのは、避難勧告が出た人数に対して実際に避難している方は、以外に少ないなと感想として思ったためにこの数字をお聞きしました。実はですね、これは少ないから避難勧告出すのは慎重にという話でもなくて、避難勧告は出してしかるべきなんですけども、避難勧告を出すためにより正確な情報を基に出して頂きたいというところを、次の質問で進めて行きたいと思えます。

今現在は馬場目川の水位を量る観測所は、五城目町の久保でございます。久保の観測数値を調べました。14時、危険水位を超える3.66メートル、その後は9時まで4メートル超えがずっとございまして。11時までは危険氾濫水位をずっと超えておりました。実際に八郎瀧町としてその地点での水位から早急に避難勧告の是非を判断するのは経験則にも頼らざるを得ない可能性も含んでいると思えます。

そこで八郎瀧町にも是非、こう観測地点を設けられないのかなと考えておりますけども、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 自動観測できる水位計を県に要望しております。現在、自動観測機種及び観測地点の検討を進めております。本町の場合は、設置するとなれば竜馬橋が候補地となるかと思えます。ただ、久保の水位がやはりこの大事でありまして、それから数時間後というのが私共目安になると思えますので、こういう地点を大切にしていかなければいけないと思えます。

仮に馬場目川に出来たとしても、ただ目測でも監視出来ますので、その辺はどうなのかという感想はあります。

1番 小柳 聡 一日市地区に出した避難勧告、時間見ると19時30分という風になっておりますけども、その時間帯はそう言った意味も管理して適正であったのか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 避難勧告の発令時間は、4区・5区の一部地域に、19時30分でありました。気象庁の予報では、夕方から降雨量が少なくなる情報でありましたが、警戒が必要である馬場目川久保観測所の水位・一日市地区の水位状況を注視するとともに、消防団の浸水区域のポンプでの川への放流。この状況の中で、浸水区域の水位状況からして、危険性が高まっていると判断し、避難勧告を発令しております。

この度は、集中豪雨により、過去にない急激な馬場目川の水位上昇が確認され、浸水区域も短時間で拡大しております。避難勧告の発令時間については、適正であったのかについては、今後も検証し対策に活かしていきたいと思えます。

1番 小柳 聡 これは、実はちょっと遅かったじゃないかな、という声もちょっと聞こえてきたところもございまして、お伺いしたところでございます。ただ、いろんな地域によって役場職員の皆様が、一軒一軒避難勧告の案内をして回ったとも聞いております。こういったきめ細やかな気配りをしていただいたことには、心より感謝を申し上げます。

対象エリアの町民の方々にとっては、恐怖心もあったと思えますので、当局の皆様に回っていただけたことにより、心の拠り所にもなったかと思えます。

ただ一方でですね、避難勧告の情報がホームページやSNSからこう伝わってこなかったことに、少しだけ私は違和感も覚えました。災害情報も、こう積極的に情報発信をして欲しいというところを、お伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 町民への災害情報伝達は、迅速かつ確実にを行うことが重要であります。5月18日の大雨では、防災行政無線、テレビ局協力によるテロップ伝達、危険性が高まっている各世帯への巡回伝達を実施しております。

今後の情報伝達手段として、エリアメールを活用した情報伝達や町ホームページによる情報伝達など、実行可能であるものから実施し、その他の伝達方法についても関係機

関からの意見を伺いながら進めて参りたいと思います。

- 1 番 小柳 聡 先程の近藤議員の質問でも、エリアメールとかという話もございましたので、まずそれは是非とも検討して頂きたいと思います。  
最後に要望として、ここ数ヶ月でやっぱりこう馬場目川を見ると、川崎地区が特になんですけども、やっぱりこう汚泥が溜まって、これ毎年当局としても浚渫工事のお願いはしてると思うんですけども、改めて要望をして欲しい、また、もし場合によっては五城目町と共同で訴えて行くことで、また県に対する緊急度も増して考えられると思いますので、是非これは要望としていろんな可能性を探っていただきたいと思います。  
以上でございます。

議長 村井 剛 これにて、1 番 小柳聡君の一般質問を終わります。  
それでは、ここで昼食のため午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

( 午前 1 2 時 )

( 休憩 )

( 午後 1 時 3 0 分再会 )

議長 村井 剛 それでは、午前中に引き続き再会いたします。  
1 0 番 金一義君の一般質問を行います。

- 1 0 番 金一義 じゃあ一般質問をさせていただきます。  
5 月 1 8 日の豪雨による、被害に合われた方々にはお見舞い申し上げます。また、6 月 2 日の魁新報の報道によると、秋田県内出生数が人口千人当たりの出生率が 5. 4 と 2 3 年連続で全国最低とあります。  
近年我が町でも、人口減少、高齢化、耕作放棄地の増加等の進行が著しく、地域づくり・地域の活性化をどのようにするかが、大きな問題としてあります。  
特に近年、どこの自治体においてもこの問題には真剣に取り組んでいます。このよう認識の最大の問題は、現在のおかれている現象が個別に羅列されているだけであり、それが生起してくるメカニズムや相互関係が追及されていない点にあります。それには農村地域経済も大きな原因があると思います。  
その解決策として、高齢者のもつ知識や技能、人的ネットワーク、さらには年金収入を生かした地域づくりの方策が重要性を帯びていると考えますが、そのためにも地域とは何か、地域の振興をどうするのかを念頭に以下の質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。  
最初質問 1 として、ふるさと納税についての質問をさせていただきます。  
地方自治体への寄付を通じて、地域創生に参加出来る制度で、自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった地域や応援したい地域など、好きな自治体に寄付金を贈ることが出来るのが特徴で、お礼にその土地のお米や、お肉といった特産品が「お礼品」としてあり、地域の活性化の目的で 2 0 0 8 年度に導入された制度であります。  
報道によると、2 0 1 7 年度の寄付額も返礼品の抑制が広がる中、前年度より 1 0 % 伸びており、都道府県や町村分を含めると全国の総額で 3, 0 0 0 億円の大台を超える見通しとあり、自治体の歳入として主要な収入源になってきたとあります。我が秋田県も先の「魁紙」によると、2 0 1 7 年度に県と 2 5 市町村に寄せられたふるさと納税額が、前年度比 6 億 5 4 万円増の 2 2 億 4, 4 9 6 万円と、6 年連続更新したと報道されております。寄付額が最も多かったのは、前年度に続き大館市で 5 億 5, 8 4 4 万円、次が横手市の 4 億 8, 3 1 4 万円と湯沢市が 3 億 2, 7 1 5 万円と続き、最も寄付額の少ないのは井川町で 2 2 8 万円とあり、次に少ない寄付額がこの八郎潟町の 2 6 1 万円の 1 2 1 件の寄付者の数字が報道されております。前年より 1 6. 1 % の減とあります。その他の市町村は、1, 0 0 0 万以上とありますが、寄付のお礼として提供する返礼品は地場の特産品を採用しており低迷する地域経済の活性化に繋がる利点もあります。  
我が町のこの状態はここにきて返礼品競争と、ふるさと納税を扱うサイトの P R 競争にも格差が出た結果がこの数字に表れたものと確信しますが、ここにおいての本町の取り組みと考え方、また今後寄付をどういった事業に使うかを明確にして応援してもらうことが必要と考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答え致します。  
税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか、との想いのもと導入されたの

が「ふるさと納税」制度です。生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、これから応援したい地域へも力になれる制度であり、人を育て、自然を守り、地方の環境を育む支援につながります。

また、自治体が地域の在り方をあらためて考えるきっかけともなり、地方創生の取り組みに一層の推進が図られるものでもあります。

総務省の通達により、本町は昨年10月に返礼品の見直しを行っておりますが、10月から3月までの寄付実績は、平成28年同時期の実績と比較すると9万円減少しております。これは、寄付金額5千円に対し、マガモ肉を返礼品として選択できなくなったことが影響しているものと分析しております。

全県の寄付実績上位の自治体は、やはり返礼品が充実しております。返礼品の充実化は、イコール地元特産品の充実化、すなわち市町村の地方創生の活性化につながっている構図が伺えます。

今後につきましては、町がさらに元気になり、活性化につながるよう、特産品の充実化に向けた取り組みを、様々な視点から推進する必要があると考えております。

また、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」に返礼品を掲載したところ、納税件数が激増した市町村もあることから、その効果について調査を行い、実施に向けた検討を始めたいと思います。

ただ、本町より充実した特産品を品揃えしている他町村の中には、本町より寄付額が大幅な減少をみたところもあり、ふるさと納税を通じ本町を応援してくれる方々の想いを大切にすることが、ふるさと納税の趣旨や持続性につながるものと思っております。

今年度から、あんごま餅、佃煮、冬は墓の掃除なども今掲載しておりますけども、これがどのような影響を及ぼすことになるか、見守って行きたいと思っております。

10番 金一義

はい、有り難うございました。ネットを見ましたら、我が町は先程答弁にもありましたけども、鍋用マガモ肉、1万円以上これがあるかどうか、マガモ肉半羽分、2万円以上が1羽分、それで5千円が畠菜のあんごま餅、小パック2個、1万円以上があんごま餅パック2個、佃煮2種詰め合わせ340グラムから370グラム、それと後はシルバー人材、空き家の草刈り、お墓等掃除、これは5千円で1時間半程度の作業、1万円以上、2万円以上は3時間程度の作業とありますが、一帯に他のの方のを見ますと、もうちょっとバラエティにとんだ、前は何かお米もあったようですけども、まず町長のおっしゃる基幹産業は農業だということで、お話されてるのに、まれにはこの物を見ますと、お米がないのがどういう感じからなのか、私も県外の道の駅とかそういう物産展に入ると、小さな一合位の小さくしたお米が、大体一合位だと思うんです、そういう物が売っておるんですけども、結局そういう委託してもやる人がいるのか、いないのかもあるようですし、またどの位の量が出るのか出ないのかも、今の261件の我が町の状態からすると、なかなかそういうことまで届くのか届かないかは、わからないですけども一応やっぱりあのお米、あきたこまちが秋田県全体もそうなんですけども、そういう感覚でこの品目を見ると、非常にこう少ないような感じがしますけども、そこら辺の考え方として、まず前はお米あったんですけども、そのお米が何で無くなったのかそこら辺よろしくお願いします。

町長 畠山菊夫

今、金さん言われる通りお米の方ですけども、これ無かったです実は、それでこれちょっと今検討しておりますけども、規格が同じでなければいけないということで、例えば環境保全米、これを出したらどうかなと、今それを検討してます。

それといろいろ商工業者の皆さんとの話し合いはしておりますけども、以前は木工品とかありましたけど、今なかなかそれも無くなって、どういう物があるか特産品開発もそうなんですけども、そこちょっとこう遅れているなどは感じております。

10番 金一義

今、町長さんが木工品というのは、大館あたりが伸びたのが曲げわっぱ云々ということで非常にこう伸びたということで、新聞にも出ております。だからやっぱり勿論これはやることによって、地域の産業の一つの活性化もあるんですけども、出ていかないとね、これは博打になるんですけども、やっぱりそこら辺の取り組み、ネットとかいろんな各種の取り組みを、やっぱりきちっと本腰を入れないと結局下から2番目というのが町長さんが、町自体がどう思っているか知りませんが、私もこの新聞見たとき愕然とした訳ですよ、隣町と手を揃えた感じであって、非常にまあ少ないなど、五城目さんが2,582万円の、それでも去年より46.6パーセント足りないということになっているんですけども、まずこの返礼品の、最も今お話されたんですけども、もっと幅広く考えられないものかどうか福祉関係とか、ある所だと高校生の通学の補助を何か載せた

ところもあるようです。たいした金額でないかもわかりませんが、そういうのをこうやると非常に寄付される方々に感動を与えるような、いろんな調べて見たらあったので、そこら辺の考え方はどうなのかと思って、ちょっとお聞きします。

町長 畠山菊夫 本当に全くその通りで、返礼品の数が少ないということは、その通りだと思っております。いろいろ何が出来るかなというところで、少し本腰を入れながら検討しなければなと思っております。なかなか特産品も進んで行ってないのが現状でして、いろいろこの後考えていかなければなと思ってます。

10番 金一義 何回も言うと言きづらくなると思ってますけど、まずあの結局こういう出来た物からじゃなくて、ようするに野菜とか例えばですよ、秋になると野菜とか、そういう物の詰め合わせとか、野菜作っている方が沢山いますので、次から出てくる質問の中にもあるんですけども、そういうの頭の中に入れて、答弁にもあったように幅広く行かないと今の納税者の方は中々こう目新しい物にはぶつかるんですけども、この物が悪いと言う訳じゃなくて、やっぱりもうちょっと町民の方々とみんな考えながら、一つ大きなこう物でも持って行ければなど、まず2番目は脱出するような形で行ってもらえれば、後ろに三戸さんもいますけども、やっぱりちょっとこの数字だと261件の200万足らずだと、一人1万円なのかなという感じで考えておったので、ちょっと残念な気もしましたのでこれを取り上げてみました。まず一つ、大変難しい問題だということはわかります。だから福祉関係の方にもこういう物を使うんだということを、やっぱり商品ばかりじゃなくて、そういうのをネットとか何かでアピールして行ったらいかがでしょうか。もう一度答弁をお聞きします。

町長 畠山菊夫 大きな要因の一つには、先程ちょっと言いましたけどもやはりそのPR不足、これもあると思います。でその辺も充実しながら取り組んでいきたいと思っております。

10番 金一義 と言うことだそうですので、また期待して来年の実績を見ながら、何かあれば皆さんでまた考えていきたいと思っております。どうか一つそこら辺よろしく願いいたします。

じゃあ次、第2問の方に入らせていただきます。

野菜ビニールハウスに町独自の補助金の考えは、と言うことで質問させていただきま地域経済が持続的に発展するということは、毎年その地域でまとまった投資がなされることを意味します。投資というのは、あるまとまったお金を投下することによって商品と労働力を購入し、それらを結合して新たな商品やサービスを作りだし、それを販売することによって、利益を伴った売り上げを回収する経済活動だと思っております。

そこで、「農を以って立町の基と為す」にも、農業を中心とした産業振興の道筋のために、町の特産品開発のためにもビニールハウスに対する補助制度を考えてくださるようお願いいたします。

これから、浦大町地域の農地基盤整備を計画されておりますが、条件として、畑作と稲作の取り組みが義務化されるとあります。今後、水田を畑地にした土地にビニールハウスを設け、野菜の栽培に取り組む農家を育成し、生産者の初期投資の負担の軽減をすることが、生産が毎年持続して大きな前進になると思っておりますが、ご答弁よろしく願いします。

町長 畠山菊夫 今、金議員の言われるこれからの農地の基盤整備とは、浦大町地区のほ場整備事業のことと推察しますけども、この事業においては農業生産法人へ事業対象農地の70パーセント以上の集約を目指しています。

ご存じのとおり農業生産法人又は認定農業者にあっては、県の補助事業の対象となります。金議員が言われるのは、残り30パーセントの方々とということとしますので今後の検討課題とさせて取り組んで参りたいと思っております。

10番 金一義 結局、先程のふるさと納税と関連することがあるんですけども、この後の高齢化農業とも関連しますけども、結局こうやって見ますと、各地域でもビニールのハウスに対して町村単位で補助金を設定するのが、結構ネットで見ると見受けられます。これは私が言ってるのは、野菜に限定した形ということで、育苗とかそういうものはまた別だと思っております。ようするに野菜でこれ次に出てくるんですけど、これ名前は言えないですけども県内のある大きな地域なんですけども、県南ですけども、その前の前の町長さんかな、ちょっと厚意にしてお話したら、そこではやっぱりビニールハウスに対して町の補助金を出したらいいんですよ、これは果樹なんかもあって今は非常に若手の人方

も農業をやっているんだと、これは十文字の道の駅に出荷されているようですけども、だからせんだって朝、それこそ私仕事で行ったら、早々とおられて、ネギ買いに行くんだと言っておりましたけども、その駅長、今は駅長さんやってないんですけども、彼が言うには、そういうのをしたおかげで今非常にまず商品、品物も続くんだと、と言うのは私がね今これ前段でしゃべってるんですけども、結局、産直に結び付くんじじゃないかと、一つの考えで含んだ物で話してる訳です、ようするにある程度の高齢者が土地を借り上げてでもいいから、物をやった場合、作った物はどうするかということで、ほとんど畑作でも農業でもやらない訳ですけども、やっぱり販売する場所があると、結局いくらかでも売った物がお金になるのであれば、税（補助金）の出しようなんだけども、そういうのがやっぱり町の刺激剤にもなるし、それこそ高齢者がお医者さんに雇らないという色んなメリットが出てくるんじゃないか、ということでやっぱりもちろん初期投資は大変負担になるかと思えます。

だからそこら辺をまず考えて、国の補助、県の補助の対象にならない部分は町で補助するんだと、という形でこれ北海道松前町なんですけども、50パーセント補助なんですよ野菜ビニールに対して、ですからこれは高槻の2分の1、約その位なんです、だからやっぱり全部とはいかないんですけども、そういう形で補助をまず農を育てるためにもリタイヤしないようにするためにも、こういう制度は私必要じゃないかなと、どの位のハウスでどの位という資産は出してないんですけども、松前町の場合はね、5年間が基準なんですよ、農地の遊休荒廃の防止のため、地産地消推進のため5年以上の営農意欲を持ち、積極的に作物を栽培、販売しようとする方の経営の安定と生産増資の支援と畑作営農活性化を目的としたとあります。

5年間やらないと返してもらおうと、そういう取り組みでやってるみたいなのである程度の規定をきちっと設けて、むやみやたらないじゃなくて、そういう施策を考えてみたらいかかでしょうかと、この質問をしましたけどもちょっと簡単にご答弁お願いします。

町長 島山菊夫

認定農家の皆さん、法人の皆さんには、確かに県から3分の1、町でも12分の1補助してやっております。やる気のある農家の皆さん、やるに超したことはないのであって補助は考えていかなければなとは思っています。

ただ、今JAでも露地物をこういろいろ推奨してますけども、ハウス物は中々推奨していないのが現状です。

何故かと言えば、やはりハウス物は休みなし、そしてしょっちゅう見てなければいけない、そしてまた時期を逃してしまうと、規格外になってしまう、そういう関係がありまして中々それに取り組もうとする人がいない、というお話も聞いております。

確かに金さん言われる通り、ハウスの中でいい物を作って、そして町の特産品として例えば道の駅とかで提供出来たらなとは思いますが、そこまで行くにはやはりその大きな力、例えばドラゴンフレッシュとか十文字のお話もされましたけども、そういう女性の力といいますか、そういうものも非常に大事になってくるのかなと思っております。女性の力というのは大きい訳で、それが浦大町地区は非常に今出来上がっていて、その30パーセントの部分でも、そういう取り組みなされる皆さんがおれば、それはもう提供出来るのかなと思えます。

10番 金一義

まず有り難うございました。と言うことでまず前向きな考えで浦大町ばかりでなくて、真坂地域もそうですし、昔の話によると浦大町はほとんど五城目地域に出店、30年来ね、ほとんど五城目市日に出店されたんですよ、だから結局、昔から浦大町は畑作の地帯という形でわずかな面積だったんですけども、みんな一生懸命日銭を稼ぐためにやった地域でもあります。だから私言っているのは浦大町ばかりでなくて、夜叉袋であろうと、真坂であろうと一日市であろうと、もしそういうものが出来てくれば今町長さんのお話された、女性の方々も立ち上がる方々が、中には農協婦人部の方々とかね立ち上がる方が出てくるんじゃないかと思って、今、駅前に産直云々とあったんですけども、そういう所に取り敢えず建物建たなくていいから、軽トラ市場とか月一回ねそういうのを催しながら啓蒙するような形で行ければなと、そういうことでこれを取り上げた次第で何とか一つ検討しながら前に進んで頂けるようお願いいたします。

じゃあ次、質問三つ目として小規模及び高齢者農業者の経営と指導の位置づけについてご質問させていただきます。

我が国の農業就業者は高齢化が進み、平成21年度には65歳以上の高齢化が6割を占めています。高齢農業者が普段、農業にどのように関わっているかを見ると、自分が中心となって行っている、また自分一人で行っている、とこの2者を合わせた割合は、

65歳から69歳が74%と70歳から74歳が66%となっており、また75歳以上になっても農業に係わっているが50%を占めている、とこのようなデータがあります。この分析によりますと、働けるうちはいつまでも働きたいと考えている者の割合が高くなっていると同時に、かなり高齢になるまで働きたいと考える者の割合も多くなっていることが伺い知ることができます。我が町もこのような状況かと推察します。

近年は、認定農業者、中核農業者が増えてこそ、我が町の農業が基幹産業として確立されていくものでありますが、小規模農業者及び高齢農業者も、より意欲を持って農業を営めるよう、施策を示していくのが行政の果たすべき責任であります。

その実現に向けて付加価値のある農産品の生産に取り組んでいくためにも、高齢者の役割の維持と活動の促進に向けた環境整備が必要と思いますが、その施策実現に取り組んでいくべきと考えますが、どうかどのような考えかお示し頂ければ有り難いです。

町長 畠山菊夫 議員言われるとおりでございます。

短い答弁にはなってしまいますけども、どういった農産品に付加価値を付けて販売することが出来るのかということになるかと思えます。いろいろ検討課題でございますけども、農業者の皆さん、やれる農業者の皆さんですね、それと加工業者、やれる加工業者、そして販売業者、そういうやれるそういう育て方もしていかなければなと思っておりますので、一つの検討課題として捉えております。

10番 金一義 有り難うございます。結局我が町の方のデータ出てないんですけども、今質問した65歳から69歳が74%が農業に携わっていると、70から74歳が66%、ほとんどの方が農業というものに係わって、この町もそうだと思います。

大きな法人とか、先程話したようなそういうのは、それなりの係わり方をしていると思いますが、やっぱり自分の農地を守るためとか、いろいろな環境の中で高齢者といえますか年寄りの方々が農家をやってるということで、前段で話したような形が出てくる訳で、だからそこら辺の絡み合いを何とかしていかなきゃ、だから俺田んぼ例えば誰それにやるんだけど、畑地があって後からこういう物をやりたいなというような方が出てくると思う訳ですよ、からっきしもうみんな奪っちゃうと、それこそ一気の内に破壊したりなんかすると思います。そういうことで高齢者、我が町これは全国だということの数字なんですけども、他の町村じゃなくてもっと真摯にやっぱりこういうものにも目を向けて取り組んでいかないと、だめなのかなとそう思っておりますが、それと後、町の県の補助金対象の作物もある訳ですよ、この作物をやると県の方の補助対象、これはアスパラだそうなんですけども、アスパラというのは最初やるともう10年位の収穫が出来るようなんです、最初の土作りとももちろん先程、水が上がるような場所はだめなんですけども、そういう形で一度ハウスの中に作付けすると、10年位は生産出来る、アスパラの場合はほとんど廃りがないということで、作物のこれやるんじゃないって、こういう物もあるんだということ、やっぱり町としても研究なされて、今後の一つの農業発展のために手を貸して頂ければ、農業者の方々非常に喜ぶかと思ひまして、何をやるかももちろんJAさんは、我が町は枝豆、井川はかぼちゃ、昭和がネギとかって何か付けてるらしいけども、枝豆であっても何でもよろしいですけども、特産品をいかにしてこうやっぱり増やしていくかということで、出来るだけこう手の係らない物でない、やっぱり高齢者というのは難しいと思う訳ですね、だからそういうことで関連してビニールハウスとやったんです。

それでもう一度ビニールハウスに戻りますけども、結局、冬期間のようするに管理が非常にまず楽だということをお話しておりました。だから別に燃料を炊かなくても、ただ潰れないように、脇の方に側溝を掘っておけば後それでいいんだ、というような話もありましたのでそこら辺をまず一つ踏まえながら進めて頂ければ有り難いと思います。

よろしくお願ひします。

では次にこれは質問の四つ目として、八郎潟町の良さを宣伝し、Iターン・Uターン移住・定住促進事業の取り組みと言うことで、質問させていただきます。

この問題も何度も取り上げられたテーマですが今一度、これも5月23日にさきがけ紙に報道されました。そこにあるのは、3年で移住者が100人突破の大きな見出しで載っております。これは由利本荘市のことでありまして、内容によるとこれは庁舎内ですけども、新たに仕事作り課を新設し同課は課内に無料職業紹介所を開設し、移住定住を強力にバックアップした結果、課が新設された2015年4月以降、同市に移住した人が63組の126人に上がったとあります。

この数字の結果を見ますと、最大の強みが移住希望者として市に登録した人に対して何度も連絡を取りながら、手厚いサポートを行っているのとあります。

その活動を見ますと、移住希望者にとって魅力的なのは、子供の学校や住居などに関する相談なども行政の各担当や不動産会社と連携したり、職員が足で情報を収集したりして、窓口を一本化するようにしていると方向付けているとあります。

ところでこの問題について、本町の取り組みとしてはどのような対応をとっているのかお知らせください。今日までの役場内の組織としての位置づけはどのようにしているのか、また結果としての評価をどのように表しているのか、今日我が町が本気でこの問題を考えておるとしたならば、移住の促進に向けたお試し住宅の設置にかかるワークショップの開催や、定住に向けての魅力を最大限に発揮するための戦略として移住・定住促進プログラムの策定を考えて見たらいかがでしょうか、という質問です。

町長 畠山菊夫

移住・定住の施策に関しましては、金議員はじめ今まで数名の議員の方から質問があり、各種施策について説明して参りました。

平成28年度からは雇用促進奨励事業、ふるさと回帰支援事業などを行っておりますが、未だに本町においては実績がない状態となっております。

今後も秋田県市町村ガイド、あきたリッチプラン、町ホームページなどを活用しながら更なるPRに努めて参ります。

なお、まちづくり活動効果促進事業として、昨年NPO法人はちラボに委託しておりました空き家等の調査について、貸出し可能または売買しても良いという物件が3棟ありました。空き家バンクも含めて今後対応して参ります。

さきがけ新聞、私も拝見しました。仕事の場を提供出来るというのが一番の強みでございます。企業がたくさんある由利本荘市ではそういうことも出来ますし、首都圏への移住相談会、これにも積極的に参加されてそのような結果になっていると思います。

ただ、今のうちの方の町の現状、職員体制を見ますと、こんなこと言うとお叱りを受けるかもしれませんが、なかなかそういうとこまで出来ないのが現状でございます。いずれ町で出来ないものは、はちラボの方に今ちょっと委託をしながらやっておりますけれども、これから先程言いましたとおり、空き家バンクも含めて対応して参りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

10番 金一義

町長さんもこの新聞読んだと思うんですけども、結局、かつては古い話になるんですが町長さんもわかるとおり、我が町は通勤の秋田市、能代市の中間点で、通勤のいい場所だということで住宅政策をした経緯があって、一気に人口が8,000人単位に伸びた経緯があって、八郎潟町は男鹿から見ると羨ましがられた地域でもありました。

もちろん来た方々の人方のほとんどが高額所得の方なので、所得の高い方々が結構町に、今もう高齢化になっておりますけれども、そういう地域でもあります。

だから必ずしもこの地域に、勤め先があれば一番それは無難なことでしょうけれども、それをもう一度掘り起こしながら、これは何処も競争なんだけれども、どの地域も競争です。よく皆さんおっしゃってる我が町は、インターもありますし、電車は止まると、夜は1時頃の着ですか、そういう電車もあります秋田からね、そういう面では非常にこう他の町村から見ると、羨ましがられる部分が非常にある訳で、だから売りはまだたくさんあると思う訳ですよ、この町の売りとしては、だからそこら辺をまずもう一度過去の先代のあれを掘り起こしながら、何を売りにして行くのがいいのかを考えながら、こういうものを一人、二人と増やしていければなど、もちろん空き家の件数もあるでしょうし、それとこれは補助金の関係もあるでしょうけど、町の町営住宅のこれは他にもやってる地域もありましたけれども、だからそういうものも持ちながら空き家ばかりでなくてね、試し入居みたいなのもしながら募集されてはいかがでしょうか。

それと後、いろんな面で我が町は子供さんの関係、午前中質問ありました。そういう関係でも非常にこう一步進んだところがあります。だから売りはまだたくさんあると思うので、そこら辺をこう皆んなで言葉のいいような形を考えながら、一つの施策として出来ないのかなと思って、この問題、過去に町長さん話したように、いろんな方が質問されてましたけれども、ただ、仕事がないとかでなくて仕事は出来る場所はいっぱいありますので、ここからだとね、だからそういう形で考えてみてはいかがでしょうかと思って提案しました。そこら辺の考えを答弁お願ひします。

町長 畠山菊夫

確かに町は干拓事業、これでかなり町に住む人方が増えました。これは事実でございます。交通の便も良かったのもありますし、金さんが言われる分譲施策、これも功を奏したと思っております。

ただ財政が硬直化して、分譲施策これがなかなか、井川でも駅前が4.5万円ですか当時はうちの方は85,000円位であったと思いますけれども、なかなかそれが出来な

くなった経緯もございます。ただ、今分譲施策をやるとなるとなかなかこれは無理があると思います。今、役場内でもそういういろいろ考えましたけども、いろいろ無理があるということで、今そういう施策ではなくて、今中嶋住宅を建て替えしながら若い人達を中心に今募集をかけておりますけども、これから補正なることによってそういう施策も進めて行きたいと思っております。

確かに交通の便の良い所は、一つの町の売りでありますので、やはり住みやすい町、まあ仕事あればいいんですけども、それ以外でもいい町づくりに思考的に努めて参りたいと思います。

10番 金一義 どうも有り難うございました。そこら辺で過去の実績を踏まえながら、改善する所は改善しながら前に進んで頂ければ有り難いと思います。

じゃあ次、最後の質問に入らせて頂きます。

質問5、これは性的少数者についての、優しい学校づくりの取り組みについて、ということで、教育長さんからお願いします。

不登校、登校しても保健室で過ごす生徒等それぞれの問題を抱えこむ生徒が増えています。文部科学省が2014年に公表した調査によると、小中学校等を通じ任意で回答した性同一性障害の児童生徒606人のうち、43.1%が隠していると回答しているそうです。ごく一部を除いて隠しているのが14.3%と合わせると6割が周囲に知られないよう学校生活をおくっていたとあります。

文科省は、15年4月に生徒に配慮するよう通知とありましたが、そこら辺どうでしたでしょうか。

千葉市が、性的少数者支援へのガイドライン作成指針では、誰もが自分らしく生きることを認め合う社会を目指し、LGBTの基礎知識のほかに、場面ごと適切な対応について考え方を説明、性別や関係を決め付ける表現をしない、性別が周囲にわからないよう氏名は口にせず確認するといった実際の対応事例や、当事者が不快に思う言葉を紹介している、又、子供が悩んだときに受け止め、トイレや更衣室の利用、健康診断や宿泊行事などでの配慮ができるよう、教職員やスタッフにも、理解を進めているとあります。このように性的少数者に配慮した学校づくりが広がっております。

八郎潟町でも小・中連携校が決定しており、中学校校舎の一部改造を計画されております。この機会をとらえて一箇所だけでも男女別ではなく、誰でも使える優しいトイレを設けることを提案します。

教育長 江島廣 金議員のご質問にお答えします。

校舎改築の概要について、前に説明しましたように、トイレに関しては、1階に小学1・2年生用男女トイレ、2階に小学3から6年生用男女トイレ、3階に中学生用男女トイレを増設します。

議員提案の誰でも使えるトイレにつきましては、現在も多目的ホールから体育館に行く通路の途中に、男女兼用で誰でも使える障害者用トイレと体育館東側入り口のトイレの奥の方にも、同じく誰でも使える男女兼用の障害者用トイレが2箇所を設置されておりますので、トイレの件につきましては、心配事は解消されているのではないかなという風に考えております。

また他には制服等、男の子であれば女の服装したいとか、そういう風な児童生徒も中にはいるかと思われま。そういう面での配慮につきましては、当該生徒や保護者から相談がある場合には、教員ともに真摯に対応して参りたいという風に考えております。

以上です。

10番 金一義 昨日の新聞ですかこれもまたさきがけ紙に、皆さんもお読みになったと思いますけども、各大学でもLGBTに対応ということで、これは写真載っているのは早稲田大学の写真ですけども、結局今学校というか教育関係では、小学校からもう大学までそういう問題に非常に取り組んでいらっしゃる訳ですよ、だからまず当方ではこういう方々がということで言ってる訳でなくて、今迄不登校になったとか、原因が何であったか、いじめだったのか、何であったのかを調べたのかわかりませんが、こういう感じで不登校になられた方もいるんじゃないかと、まず過去にですよ、今でなくてだからこれからはやっぱりこういう形で、トイレたくさんあると言うんですけども、そこら辺を啓蒙しながらね、やっぱりこれ言ってもいいのかこれ父兄の方々が学習相談、指導というんですかそういう時にも、こういう話されてもいかなものかと思っております、こういうのを提案したんですが、その子供を見つけるということは、ほとんどなかなか難しいんじゃないでしょうかと思ひまして、今お話してる訳でそこら辺教育長さんにお聞きし

ます。

教育長 江島廣 先生方だけでですね、こういう子供さんを見つけ出すということは非常に難しいことかと思えます。ただ、不登校児童とかそういう方に対しては、スクールカウンセラーが学校に入っております。ですので何が原因で家庭の方にあるのか、個人的なことなのか、或いは金議員さんがおっしゃったようなことが係わることになるのか等々についてですね、個別の相談ということで、現在の学校というのは昔と違いまして、先生方だけで当たるというよりは、心理のその資格を持ったスクールカウンセラーが学校の方に入っておりますので、そういう面でこう対応しているのが現実であります。

後、いろいろこう文科から示された色んな形の中で、もうすでにしばらく前からですね男女のことにつきましては、名簿も昔と違って男女一緒の名簿になっております。

それから、体育の授業であれ、昔は男女とこう別々で授業とかやっておったんですけども、今は全て男女教習という形でどこの学校も進めておるのが現実であります。

ですので、特別な子供さんがいらした場合の相談ということは、こちらからこう示す訳にはいきませんので、先程申し上げましたように、子供さんであり或いは保護者の方からいろいろ相談があった場合には、十分対応取っていききたいという風に思っております。以上です。

10番 金一義 まあなかなか子供さんが、見つけにくいということは十二分に發揮されておりますけれども、実際、文科省も動いてるということは少なくともこういう事例が各方面に出てくるんじゃないかということで、低学年であっても先程教育長が話した服装関係とか、もう配慮されてるこれは大阪のですか、ありますけどもだから結局国の方が動くということは結局はこういう形でそういった皆さんが、やっぱりいらっしゃるということで、そこら辺わが町の方では把握してるかプライバシー云々ということでありまして、把握されておるか疑問ですけども、やっぱり正常な人生送ってもらうためにも、そこら辺の指導というんですか、カウンセラーの方々にもきちっとやっぱり学校と町とのコミュニケーションを取りながら、わが町にはいないといるとかじゃなくて、何で不登校なのか何でこうなのかという形をやっぱりお話されるべきかと思えます。

今大学のさっきお話したけども、やっぱり結構この各大学もそういう相談場所が各大学においても相談場所が設置されているという、結局その今の時代生がそうなのかもわかりませんが、結局子供をやっぱり正常に結び付く、その子供がそれが正常かもわかりませんが生きていくためにはね、だから、どれが正常かはちょっと把握つきませんが、そこら辺やっぱり小さい時からのためにも、きちっと対応間違わないで、結局さっきも話したように、何で不登校なのかということも突き詰めた考えで聞いていらっしゃるでしょうけども、なかなか子供さんが話しぶらいということもあるようなんです、だからそこら辺を踏まえた形で学校教育の長としての立場として押し進めて頂ければなどと思ひまして、この質問をさせていただきました。まずもう一言答弁よろしくお願ひします。

教育長 江島廣 いろんな子供さんがおりますので、どんな子供さんに対しても対応出来るようにですね、先生方との連携を深めながら進めて参ります。

ただこれに関してはですね、授業教育その他いろいろありますけど、いま金さん言われたように男らしさ、女らしさというそこら辺のところですね、非常にいまの世の中ですね難しい部分があるんですよ、だからこうでなくてはだめだとか、こうでなくてはだめだとかと言う指導に若干のその懸念されてる部分もありますので、そういう部分を十分考えながら先生方にも当たってもらうように、私の方からも十分お話していきたいという風に考えております。以上です。

10番 金一義 今日、5問の質問をさせていただきました。まずもって不備な点もたくさんあるかと思ひますけども、どうか町長さん一つ取り上げていただいて、ご検討いただければ有り難いと思ひます。よろしくお願ひします。長々と有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、10番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

6番 北嶋賢子 6番 日本共産党の北嶋賢子です。  
始めに高岡フラワーベジタブルの渡部鋼一さんが亡くなりました。このことに関して教育委員会からも、そして産業課の方からもご心配頂きました。と言うのは学校給食の

給食部会の部会長をやって頂いた方だったからです。亡くなったから出来るんだかという風なご心配を頂きました。最初の議員の皆さんからも出ましたけども、私共シニアで頑張ってますので、そして今まで通りやるということで6月20日に、渡部鋼一さんを偲ぶ会をやりましょうということで、そして今進めているところです。

今回は3項目の通告をさせて頂きました。運動会ではないけれどもアンカーです。よろしくお願いします。

一つは、薬木、薬草の一大産地化を、キハダ、サンショウ、ホオノキ等これらを薬木と言います。薬木や薬草を植栽し、一大産地化を目指してはということで取り上げました。キハダは健胃、下痢止め、打撲、捻挫、ホオノキは咳、つわり、神経性胃炎、めまい、タラの木は糖尿病、サンショウの木等、薬草はオーレン、ヨモギ、センブリ、ドクダミ等、夏に浦城跡から見おろすと、一面に外来種のセイタカアワダチソウの黄色が目に入ります。

きれいなんだけども休耕地がもったいない、薬草も薬木もこれからの産業の一つになると思います。町の活性化のために、浦城と係わりのある大企業、久光製薬とのつながりも生かしたらと思ひまして通告をさせて頂きました。

八峰町、美郷町が実施をして、知事がテレビコマーシャルに出ているのは、ご存知のとおりでございます。かつて久光製薬の社長夫人が存命中に、浦城跡でカモシカの親子と遭遇し、感激した話も聞いております。普段から村の中をカモシカが歩いているのを見て私達にすれば、特別記念物だけれども特別ではない生き物です。久光製薬との係わりもあることから、絶好のチャンスだと思います。全部とは言いません。サンショウの木とかタラの木とか、タラの木は糖尿病に効くんだそうです。糖尿病の方がすごく多くなっているの、これもいいと思います。後はヨモギとかドクダミとかもありますと言うことで取り上げてみました。

2番として、防犯カメラの増設を、子供達の安全を守るために、新潟県のような悲惨な事件を未然に防ぐためにも町内に防犯カメラの増設をということで、子供さんを持つお母さん達が不安をつのらせています。特に女の子さんをお持ちのご両親です。町民全体での見守りも大事ですが、事件は隙をみて起こります。先程、小柳議員さんからも子育てしてること話されました。子育て世代真っ最中の話もされました。防犯カメラのことですけれども、町民課とも思ひましたけれども、事件が学校帰りでしたので敢えて教育長の所見を聞きたいと思ひました。カメラの増設が出来るか否かは町民課に聞きたいと思ひます。

3番として、小学生の算数検定、漢字検定、英語検定受験の助成について、子供達の学習意欲の向上を図るために、教育環境整備の一環として検定の受験料の助成を、そしてたってもっと受験する子供達が増えると思ひますが、教育委員会が一番わかっていることと思ひますが、これしかないのという位に少ない状況です。この子供達の検定の数を増やすために、受験の助成について取り上げてみました。よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えいたします。

浦大町地区はこの後、ほ場整備事業が始まると思ひますが、その中で地区の合意形成がなされれば八郎潟町農業再生協議会水田フル活用ビジョンに位置付けして行くのも、一つの手段だと思ひます。

久光製薬株式会社の考え方もあることと思ひます。まずは貴重な提言として受け止めておきます。以上でございます。

議長 村井 剛

はい、江島教育長。

教育長 江島廣

始めに、防犯カメラの増設について、北嶋議員のご質問にお答えします。

防犯カメラに関して、子供の安全ということで、教育課が担当して設置してる箇所は幼稚園に4機だけです。このカメラは、常時職員室のモニターで監視することができ、昼夜を問わず3週間前後の記録が可能です。

町民全体の防犯のため町民課が設置した箇所は、児玉内科医院前に一機、通学路交差点の十字路方向を向いております。駅西側、駅前の駐輪場に一機、広場方向を向いております。そして、駅東側駐輪場に一機、これは東西連絡路方向を向いております。

現地でデータ保存されており、時間を指定してデータを確認することが可能です。データは、10日を目処に保存され自動更新されていきます。動きに反応してカメラが作動することから、児玉内科医院の前のカメラについては、人の往来が多いので、5日程度になる場合もあります。

今後、教育課としては、小中併設校が開校した際に学校の敷地内に設置出来ればと思

っているところです。

次に、小中学生の算数・数学検定、漢字検定、英語検定受検の助成についてお答えします。現在、小中学生の各種検査について、小学校での標準学力検査NRT、知能検査年2回の学級人間関係調査これはハイパーQ Uと言われているものです。中学校での標準学力検査NRTと知能検査を全額助成しております。算数検定、漢字検定、英語検定については、昨年まで中学3年生だけは、英語検定が県事業で全額助成されておりました。その他の検定については、個人の希望受験であり、個人負担としております。

今年度からは、県の方策で中学3年生の英語検定助成をなくして、全学年の中学生に英語検定とはまた別の種類の英語に関する検査を全額助成して進めるようであります。

町としては基本的に、全児童、全生徒に関わる部分について助成していきたいという風に考えております。以上です。

6番 北嶋賢子 有り難うございました。検定に関しての前向きな話を聞くことが出来ました。有り難うございました。それから後、防犯カメラは町民課としては今の状態で間に合っていると思ってますでしょうか。

町民課長 一ノ関一人 今の段階では、駅前周辺のみ防犯カメラの設置となっておりますので、町の要所所の安全のためのものについては、やっぱり不足しているのではないかと考えております。犯カメラについては、子供達の安全を守ることはもちろんですが町民全体の防犯関係についても十分考える必要があると思いますので、この後関係機関と協議しながら、検討して参りたいと思います。

6番 北嶋賢子 薬木、薬草なんですけれども、あの一度私問い合わせたことがあるんです、そしてら東南アジアから安い薬草を入れてるから、という答えが返ってきました。でもやっぱり秋田のそうそう城を持ってる会社なんてないもんだから、秋田の薬草を使ってるということで、これも売りの一つになると思いますので、町からの交渉の方もよろしく願いいたします。作る分には私らまた頑張りますのでよろしく願いいたします。終わります。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
これにて、一般質問の全てを終わります。  
これより、各常任委委員会を開いていただきます。  
最終日、8日は午後3時より本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

( 午後2時42分 )

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしております。  
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長  
教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された、議案第28号から議案第34号まで  
の7議案、並びに承認3件、陳情・要望書について各常任委員長長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長、伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 これより各常任委員長長の報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 一点だけ委員長さんにお尋ねしたいと思います。6番 北嶋賢子です。  
議案第34号の上水道の件ですけれども、浦大町の資料館からの工事予定期間になっ  
てますけれども、この後、浦大町にはたくさんのお客さんがお出でになります。そのお  
客さん達に対しての工事のさしさわりがあるかどうか、そこら辺討論されましたかどう  
かお尋ねしたいと思います。

議長 村井 剛 3番 伊藤議員。

3番 伊藤敦朗 北嶋議員のご質問にお答えいたします。そのことについては、当委員会は審議されて  
おりません。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗議員に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美議員に対する質疑を行います。質疑ございま  
せんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようなので、教育民生常任委員長 加藤千代美議員に対する質疑を終わ  
ります。これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。  
日程第2、議案第28号 八郎潟町都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一  
部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第28号について、委員長の報告は可決  
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第29号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)  
について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第29号について、委員長の報告は可決  
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第30号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第30号について、委員長の報告は可決  
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第31号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への  
繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第31号について、委員長の報告は可決  
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第32号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正  
予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第32号について、委員長の報告は可決  
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第7、議案第33号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（  
第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第33号について、委員長の報告は可決  
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第8、議案第34号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第  
1号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第34号について、委員長の報告は可決  
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第9、承認第1号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の  
承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。承認第1号について、委員長の報告は承認で  
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第1号は、委員長報告のとおり承認することに決定  
いたしました。  
次に、日程第10、承認第2号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。承認第2号について、委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第2号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第11、承認第3号 八郎潟町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。承認第3号について、委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第3号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第12、陳情・要望書について、討論、採決いたします。  
陳情、受理番号第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第2号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に、陳情 受理番号第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1還元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第3号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に、要望書 受理番号第4号 全国パーキンソン病治療に関する要望書について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。要望書 受理番号第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に、陳情 受理番号第5号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第5号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情 受理番号第6号 地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情 受理番号第6号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

議長 村井 剛 再開いたします。

次に、委員会提出議案第2号から5号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議ないものと認めます。追加日程第1、委員会提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。3番 伊藤敦朗議員。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 私から説明させていただきます。

委員会提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

八郎潟町議会議員 村井剛殿 提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 本来必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出消滅が行われ、結果として不可欠なサービスが消滅されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要なことから、意見書を提出するものです。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項により提出します。

平成30年6月8日 提出者 伊藤敦朗 賛成者 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、内閣官房長官 菅義衛殿、総務大臣 野田聖子殿、財務大臣 麻生太郎殿、内閣府特命担当大臣 茂木敏充殿、経済産業大臣 世耕弘成殿、内閣府特命大臣(地方創生 規制改革)担当 梶山弘志殿です。

以上です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略

し、この際討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第2号は、可決と決定いたしました。

追加日程第2、委員会提出議案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担金割合2分の1復元を求める意見書について、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 加藤千代美議員。

教育民生常任委員長 加藤千代美 委員会提出議案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担金割合2分の1復元を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美

提案理由 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを表現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。

このようなことを踏まえ、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元することを求めることから意見書を提出するものです。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担金割合2分の1復元を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項により提出します。

平成30年6月8日 提出者 加藤千代美 賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子 近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三、文部科学大臣 林芳正、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 野田聖子であります。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略し、討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第3号は、可決と決定いたしました。

追加日程第3、委員会提出議案第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書について、を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を、引き続き教育民生常任委員長、加藤議員からお願いいたします。

教育民生常任委員長 加藤千代美 委員会提出議案第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書について  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美

提案理由 臓器の移植に関する法律の改正以降、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人となっている。

しかし、平成29年11月30日時点において、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されております。

臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、臓器移植に係る更なる啓発に努めること。臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまでの、きめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること、を求めることから意見書を提出するものです。

臓器移植の環境整備を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第14条第2項により提出します。平成30年6月8日 提出者 加藤千代美 賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 伊達忠一様、内閣総理大臣 安倍晋三様、厚生労働大臣 加藤勝信様です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略し、討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第4号は、可決と決定しました。追加日程第4、委員会提出議案第5号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を、教育民生常任委員長 加藤千代美議員より引き続きお願いいたします。

教育民生常任委員長 加藤千代美 委員会提出議案第5号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美

提案理由 平成30年度予算に向けて、地方から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金の要求をしていますが、平成30年度予算案によれば、2つの交付金を合わせて24億円という結果となり、地方公共団体の要請に国が全く応えられていない結果となっています。

これらを踏まえ国におかれては、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をP I O - N E Tに登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること、を求めることから、意見書を提出するものです。

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第14条第2項により提出します。平成30年6月8日 提出者 加藤千代美 賛成者 石井清人 柳田裕平 北嶋賢子 近藤美喜雄 村井剛

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 伊達忠一様、内閣総理大臣 安倍晋三様、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 福井照様です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略し、討論省略のうえ可決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第5号は、可決と決定いたしました。次に、日程第13、議案第35号 八郎潟町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第35号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて教育委員の吉田義則氏は、平成30年6月30日をもって任期満了になりますので、

引き続き教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、平成30年7月1日から4年間であります。

吉田氏は、人格も高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者として提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第13、議案第35号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第35号については、同意することに決定いたしました。  
次に、日程第14、報告第1号 平成29年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。  
提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の66ページをご覧ください。  
報告第1号 平成29年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
平成29年度八郎潟町一般会計予算の地域経済循環創造事業交付金事業、担い手確保・経営強化支援事業、戸村地区ため池等整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、社会資本整備総合交付金事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。以上でございます。

議長 村井 剛 日程第14、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑ないようでありますので質疑なしと認めます。報告第1号の報告を終わります。  
次に、日程第15、報告第2号 平成29年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越起算書の報告について、を上程いたします。  
提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の68ページをご覧ください。  
報告第2号 平成29年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
平成29年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算の秋田湾・雄物川流域下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議長 村井 剛 日程第15、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。報告第2号の報告を終わります。  
次に、日程第16、議員派遣について、を議題といたします。  
お諮りします。配布資料のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議なしと認めます。従って議員派遣については、配布資料のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、追加議案でありますがお手元に配布しておりますように、追加議案が2件提出されております。お諮りいたします。ただいまお手元の追加日程のとおり、町長から追加提案として議案第36号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について及び、議案第37号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第5、追加日程第6として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。議案第36号及び議案第37号を日程に追加し、追加日程第5、追加日程第6とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5、議案第36号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

追加日程第5、議案第36号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について、を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 議案第36号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について本日配布しました予算書をご覧ください。

1ページ、歳入歳出に、それぞれ494万5千円を追加し、予算の総額を34億2,470万6千円としております。

8・9ページ、このたびの補正予算は、5月18日の大雨による災害復旧費用であり林道天池線、高岳山登山道、夜叉袋川護岸の3ヶ所について、国庫補助金の申請に向けた測量や実施設計費のほか、災害復旧工事費を計上しております。これらの費用は補助対象外でありますので、財源は全額を前年度繰越金としております。

以上が一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

議長 村井 剛 議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 ちょっと間違いまして、申し分けございません。

単純な質問です。いまの36号の関係ですけれども、災害絡みの設計或いは工事費の関係ですけれども、これはあれですか、災害扱いされているので設計業者或いは請け負業者、施工業者こういう風な関係は、何か優先的にか何かそういう風なものあるんですか、通常どおりの契約状態ですか。参考までに。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 災害復旧工事或いは設計業務の委託となりますけれども、緊急を有することから、すでに仮設等の手当はしております。この後、設計業者を決定する訳ですが、随意契約にて進めたいと考えております。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。はい次、10番 金議員。

10番 金一義 いま近藤議員に関連してですけれども、9ページの方に委託料の天池林道とありますけれども、これ面積とそれから距離、160万某かの金額の測量云々とありますけど、これの積算というのは、どなたが積算して出したのでしょうか、それと後、随契する場合の業者選択、これはどういう形で業者選択したのか、そこら辺教えていただけますか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 今回に関しましては、緊急ということでありまして、地元業者さんということで、近野測量さんの方に産業課の方ではお願いしております。

ちょっと測量の変更になったものですから、今回は業者さんの見積もりにより計上しております。

10番 金一義 その現場見ておりますけれども、そのところで測量云々でこの金額が妥当なのかどうかちょっとあの位でこの金額だと私は、全体改修するということなのかそれとも途中なの

か、そこら辺、当局としてはどういう指示でこういう形になっているのか、それを教えていただければ、設計料の話、設計の話、工事ではなくて。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まずは、基本は現況復旧ということになります。現況復旧、基本は、それで金議員さん、たぶん現地の方何回か足を運ばれてると思いますけれども、だいたい崩れたところから50cm位がだいたい基本になるということで、県の方の。

10番 金一義 あそこでちゃんとセンターの方に杭を打ってる訳です、それ見てきましたけども、だから結局、私聞いているのはねこの金額が測量云々と書いてあるから、それが妥当なのかどうかということなんですよ、この160万某かの金額が妥当かどうかということ、誰が決めてこの金額を出したのか、そうすると業者さんが出したのであれば、まるっきり鵜呑みということでしょう。だからもう一社の業者さんかどなたかのならないと、まるっきりもう業者の鵜呑みになるので、結局ようするに、だからそれわかりますけれども、この数字見る感じでは逆に高いんじゃないかなという感じで私こういう質問しました。

私、現場見てます。特別なややこしい場所でもないし、あそこは平地な訳ですよ、高さはそんなにある訳でもないしね、山間部でもないし、だから設計料としてこの金額が、原野でもいろんなところ歩いて測量してどうのこうのだったら話はまた別ですけどわざわざ2間かその位の面積で長さで、これが妥当なのかどうかということで、我々からすれば高いんじゃないかなと、もし委員の方で見た人おれば高いかなということですよ。

議長 村井 剛 千田副町長。

副町長 千田清 今回の天池線の関係では、確かに現場見ればすでにまず測量というか、県の方に申請する段階で、ちょっと向かいの方から写真撮ったりしなければいけませんので、もう下刈りというか草刈りしたりしております。

それと向かいが下が沼になっておりますので、そこら辺の負担が掛かるということでこの設計委託料で妥当ではないかと思っております。以上です。

議長 村井 剛 10番 金議員。

10番 金一義 何回もすみません。緊急を要するというで十分に把握しておりますけれども、やはり町の方でも、まるっきり業者さんの鵜呑みでなくて、やっぱりある程度もし個人のものやる場合にこれで妥当かどうかということ、やはり担当の方々も肝に銘じてやらないと、どうせこれだなと業者からきたらすぐというのは、ちょっとあれだなという感じで何回も話してる訳で、自分だったら高いと思うんですはっきり言って、以上です。

議長 村井 剛 特に答弁いいですか、特に答弁いいですね。  
他にありませんでしょうか。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 同じ9ページの高岳山登山道復旧工事に、89万4千円上がってます。これは89万4千円だから大したことない金額だと思うんだけど、高岳山に上がるようにその所を除けて上がって行けるのかどうか、どの程度の災害なのか、と言うのは7月1日が高岳山の祭りなんです。それで何としてもそこに上がるものだから、そしてその奥の上上がるのに不便を感じるかどうか、除けて通れば登れるかどうかそこら辺教えて下さい。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 除けて通って登れないことはないと思います。ただし、木で階段作ってましてその木の下のでぐらわれている所も多々あります。ですので危険ですので、今回はこれからハイキングシーズンということもありますので、今回予算計上したものです。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。

- 6番 北嶋賢子 確認ですけれども、そしたら氏子の代表の皆さんが上がると思うんです7月1日は、ですから除けて通ることには差し障りがないということですね。はい、わかりました。
- 議長 村井 剛 他にありますでしょうか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。  
次に、追加日程第6、議案第37号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、を議題にいたします。  
追加日程第6、議案第37号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 議案第37号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について  
11ページ、歳入歳出に、それぞれ46万円を追加し、予算の総額を7,009万円としております。  
14・15ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療関係システム改修費国庫補助金45万9千円の追加であります。  
16・17ページ、歳出は、保険料軽減特例の制度見直しに伴う電算システム改修について、秋田県町村電算システム共同事業組合が実施するための負担金46万円の追加であります。  
以上が後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要であります。
- 議長 村井 剛 議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番 加藤議員。
- 7番 加藤千代美 この後期高齢者医療については、6月5日の日に議案第30号で補正を組んでおりますね。この期間中にこの後期高齢者医療システム改修費負担金、これいつ県の方から通知あったんですか。
- 議長 村井 剛 加藤保健課長。
- 保健課長 加藤貞憲 いまの加藤議員さんのご質問にお答えいたします。今回のシステム改修に対する県からの通知は、平成30年5月30日付けでの通知でございまして、この補助金交付申請については、6月13日まで提出するようというところで、期限が定められております。  
なお、添付書類の中に歳入・歳出の抄本を提出するように、ということになっておりますので、今回追加で予算額を出させていただきます。以上です。
- 議長 村井 剛 7番 加藤議員。
- 7番 加藤千代美 5月30日に通知がきて、6月13日に出しなさいとこういうことだけでも、定例議会が6月5日にあったのだから、その6月5日の議案第30号の補正にはどうして間に合わなかったの、その理由を。
- 議長 村井 剛 小野総務課長。
- 総務課長 小野良幸 補正予算の職員の要求につきましては、すでに5月の20日台に締め切っております。すでにもう製本に向けた準備を進めておりました。ということで間に合わなかった関係でございます。

議長 村井 剛 7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 いま20日というのは、人件費。もう一回聞くけど。

総務課長 小野良幸 6月補正予算の全体の予算について、我々職員が予算要求をしてそれを査定をして予算書の額を固めまして、それから議会に対する諸報告との議案を全部作成いたしまして、そういった一連の流れの中で全て終わった後に、この話が出てきた訳ですから間に合いませんでした。以上です。

議長 村井 剛 はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 はい、6番です。私の感想ですけれども、先程加藤議員が話されましたけれども、今回の議会に間に合ったから、良かったんじゃないかなと思います。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようでありますので、これにて質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第37号は、原案のとおり可決されました。今期定例会に付議されました事件は、全て終了いたしました。これをもって、八郎潟町議会6月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

( 午後4時14分 )

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員